目　次

まえがき ・・・

ま え が き

平成25年10月、「NPO法人　甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」が誕生しました。

事業開始当初から、相談が数多く寄せられ、地域の方の期待の高さが伺えました。

寄せられる相談の内容は、制度に関することだけではなく、やはり、「今の生活」「将来の生活」に対する、実に複雑、多岐に渡る相談でした。

そこで、改めて、「甲賀圏域権利擁護支援システム検討会（以下、検討会）」を立ち上げ、成年後見センターぱんじーの圏域での役割、そして、圏域で権利擁護支援の仕組みをどのように構築していくのかの検討を行いました。

この１年半の検討で、第三者後見人や意思決定支援の課題、支援者を支える仕組みなど、これから圏域で検討を要する課題が顕在化したことは検討会の大きな収穫であったと考えています。

さらに成年後見センターができたことがゴールではなく、ここからがスタートであることも全体として確認したところです。

この検討会の運営や調査などについてご指導をいただいた全国権利擁護支援ネットワーク事務局長上田晴男先生やこの検討会に参画いただいたみなさまに感謝申し上げるとともに、業務多忙な中アンケート調査、ヒアリング調査などにご協力いただいた各関係機関のみなさまに厚くお礼申し上げます。

これからは、この検討会の報告を踏まえ「甲賀圏域権利擁護支援システム協議会」という形で圏域の権利擁護支援のあり方を継続して検討をしていくこととなりました。

引き続き皆様方のご協力をお願い申し上げます。

平成27年３月

NPO法人　甲賀・湖南成年後見センターぱんじー

理事長　小野　和雄

1．甲賀圏域権利擁護支援システム検討会発足の経緯

「平成23年度　甲賀圏域　成年後見センター設立準備検討委員会（以後、「設立準備検討委員会」）」によるアンケートの、「センターに期待することは？」という項目で、“制度の啓発や相談”、“制度に関する研修の企画”などという、医療福祉関係者自身が成年後見制度の知識を持つことで、支援を必要とする人のニーズをキャッチできる力をつけるという課題と、“受任者を紹介”“受任者の養成”“法人後見の受任”という、実際に成年後見人等となる担い手の養成、つまり、マンパワー不足に対する課題と、大きく２つの課題が課された。

マンパワー不足の課題への対策として、①法人後見の受任②受任者の養成③成年後見制度利用支援事業および市長申立の推進④受任者（親族後見、専門職後見、市民後見人など）を支える基盤作り（相談、助言など）等があげられるが、今後、高齢者の増加、虐待など権利侵害の増加、精神障がい者の地域移行などますますニーズが増えることが予想される中、積極的な受任者の養成が求められる。

しかし、マンパワーのひとつである、市民後見人を養成していくためには、地域における市民後見人のあり方を検討する必要があり、また、市民後見人について議論する以前に、地域の権利擁護支援システムをどのように構築していくか、そのシステムの中での市民後見人の定義づけや地域におけるぱんじーの役割を明確にしていくことが必要である。

本来であれば、設立準備検討委員会やその後身の設立準備会において圏域における権利擁護支援システムについての議論がなされるべきではあったが、結果的に積み残したまま、ぱんじーの設立に至った。

準備会が積み残した課題ではあるものの、ぱんじーが地域から期待されている大きな課題の一つでもあるマンパワー不足という課題、つまり、市民後見のあり方について検討すると同時に、甲賀・湖南地域における権利擁護システムの構築について検討することを提案する。

（平成25年11月　甲賀圏域権利擁護支援システム検討会趣旨より）

２．成年後見センターぱんじー設立後の実践

１）相談事業

１－１権利擁護相談

事業開始後、徐々に相談件数は増加しており、今年度は、月間延べ70～80件の相談が寄せられている。相談内容は、成年後見制度に関する相談（制度に関する質問・疑問、申立に関する手続き方法など）よりも、むしろ、市民からは「困っているが、どこに相談に行ってよいかわからない」、「障がいのある子がいるが、将来のことが不安」「多重債務で困っている」という、結果的に成年後見制度に結びつく相談もあるが、そればかりではない。

また、地域包括支援センターや、ケアマネジャー、相談支援事業所からの相談内容は、成年後見制度に関する相談もあるが、「権利擁護支援が必要なケースではあると思われるが、助言がほしい」など、特に地域包括支援センターからは、初期段階から相談を受け、地域ケア会議への出席、個別ケース会議への出席など、支援の方向性を共に考えていくケースが増えてきた。

<平成26年度実績>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談件数（延べ）	61	44	80	73	95	83	89	77	118	106	118	120

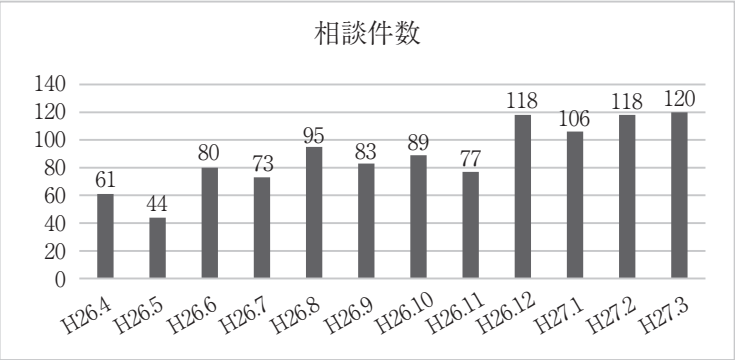

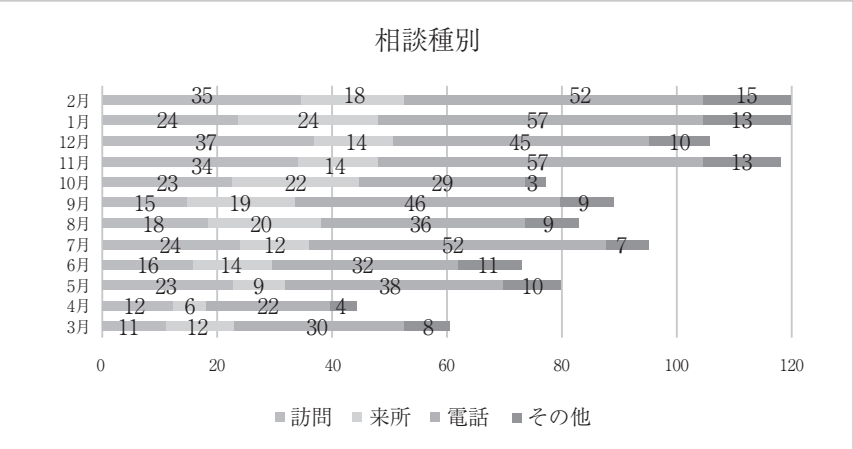

１－２　専門相談

滋賀県弁護士会、滋賀県司法書士会リーガルサポートの協力により、毎月原則第２、第４木曜に弁護士、司法書士相談を予約制で行っている。ぱんじーの通常の相談の中で、司法の専門につないだ方がよいと判断したケースや、地域包括支援センターなどの支援者が支援過程で司法の意見を求めて相談を寄せていただくケースもある。また、市の広報誌への掲載が効果的であるため、継続して掲載をお願いしたい。

<平成26年度実績>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
弁護士相談	1	0	4	0	0	1	0	0	2	0	2	1
司法書士相談	0	0	0	0	1	2	1	2	2	0	0	1

１－３　出張相談

毎月、ぱんじーの相談員が旧町単位に出向いて相談会を開催している。市の広報誌への掲載ができた月は、少ない件数ではあるものの、相談が寄せられている。今後は、周知方法、定点開催など、検討するべき課題は多い。

<平成26年度実績>

4月（水口）	5月（石部）	6月（土山）	7月	8月（甲賀）	9月（水口）	10月（湖南）	11月（信楽）
0	2	0		1	0	1	0

２）成年後見制度申立支援

成年後見制度の利用をきっかけとして支援が始まったケース、相談の過程で、成年後見制度の利用が適切であると判断されたケース、結果的に市長申立となったケース、申立方法の説明を何度か行うなかで、申立人ご自身で申立手続きをするケースなど、支援内容はさまざまである。申立支援だけではなく、後見人の決定後の各支援機関への引き継ぎ、本人と後見人等の顔合わせ、後見人等と他の支援者との顔合わせ、引き継ぎなど、役割分担をすることも一連の支援としている。

地域の支援者に後見人の役割は何か、また、決して後見人等がすべてを担うわけではないこと、後見人等が決定した後、後見人への丸投げを防ぎ、継続して連携が図られていくことも目的の一つである。（平成27年末までに、申立が完了したケース、申立に関する相談支援を行ったケース合わせて、**67件**。ただし、平成27年３月末現在継続ケースを含む）

3）権利擁護支援事例検討会

支援者自身が、悩みながら支援を行っているいわゆる「困難事例」に関して、参加者と共有し、それぞれの意見を交換する場となっている。平成26年５月に行った参加者アンケートでは、「人権意識や権利擁護については、分野を越えて共通するものであり、よい機会である」「さまざまな専門の方からの意見を聞かせていただくこと、また、知識不足の部分について具体的に深めて考えられることができるのでよい」「他分野の支援者がどのような支援をされているのか、また、どんな視点が必要なのかを学べた」という意見が寄せられ、普段は交流することが少ない、高齢者、障がい者の支援者間の情報交換や支援者の交流など、付加的なメリットも多く、継続開催を求める意見が多い。

スーパーバイズ機能を果たすためには、スーパーバイズを担える人材の不足、検討会の開催方法など課題が多い。

4）高齢者・障がい者なんでも相談会

平成26年３月、７月、そして、平成27年１月に「高齢者・障がい者なんでも相談会」を開催した。甲賀圏域では初めての取り組みとなった、平成26年３月開催時は、３時間の相談時間で８件の相談。２回目は20件、３回目は11件の相談が寄せられ、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士など、司法、福祉、労務等の専門職が予約不要、時間無制限で相談をお受けした。

地域の中で、複雑、かつ多岐にわたる悩みや課題を抱え生活されている方がたくさんおられること、地域の支援者が一同に会することで、その場の相談で終わるのではなく、次の支援につながっていることが、この相談会の利点ではないかと考える。

また、分野の異なる専門職のネットワーク形成の場としても有効であり、この相談会での交流をきっかけに圏域の社会資源の拡大につながっている。

5）調査

平成26年度、27年度合わせて３つの調査を行った。

5－1　「権利擁護支援に関するアンケート調査」（資料１）P.15

権利擁護支援システムを検討するにあたり、地域の課題を抽出する目的で地域の相談支援従事者にアンケート調査を行った。

調査後の考察では、当時の地域課題として、以下の４点を重点課題として明らかにした。

①支援者の質の向上
②支援者支援
③総合相談窓口と横断的な支援体制
④権利擁護支援に特化した機関の必要性

平成26年度は、この中から、「支援者支援」に焦点をあて、権利擁護支援システムの機能として求められるものを深めていくことになった。

5－2　「支援困難ケースに関する現状と課題」（資料２）P.46

相談支援に関わる専門職の多くが支援困難ケースを担当し、対応するうえでの問題点を抱えており、その問題としては、支援のための資源不足、支援者のスキル不足に関することが多くあげられており、スキルアップの取り組みやスーパービジョンの活用についても活用したい。という希望はあるが、実際には難しい実態が明らかとなった。

5－3「成年後見受任団体等に対するヒアリング調査」（資料３）P.62

県内の成年後見受任団体（NPO法人、社協）または、専門職団体の受任者に、権利擁護支援システムとしてあるべき機能を探るために、現状と課題の聴き取りを行った。

今回の調査の目的のひとつである、「連携」については、少なからず困難を感じており、権利擁護支援が必要なケースに対し、支援者の核が不明確なケースや支援者が同じ支援方針でない場合に、連携に困難さを感じていることが明らかとなった。

また、法律職からの意見として、高齢者の場合、司法職からケアマネジャーへの期待が大きいことが明らかとなった。生活支援、福祉的支援の中心であり、また、地域の社会資源についても把握しているケアマネジャーへの権利擁護支援の視点を強化することによって、より支援の質が向上するものと考えられる。

障がい者支援についても同様で、生活状況をよく知る相談支援事業所や、ケアプランを作成する計画相談支援専門員についても同様に、権利擁護に対する問題意識を高めることによって、より早期に支援できる環境が作れることが期待できる。

6）権利擁護支援システム検討会

昨年度から、地域の課題の抽出から、各調査、先進地視察研修（資料４ P.70）などを行った。また、ぱんじーでの実践の中から、圏域におけるシステムのあり方、また、成年後見センターにとどまることなく、権利擁護支援センターとして発展していくための課題を検討した。

【検討会】

平成25年11月29日 （小委員会） 平成26年１月17日 （検討会）	・検討会の目的、方向性の確認 ・研修「権利擁護支援システムの必要性」 ・権利擁護支援に関する地域ニーズの確認 ・意見交換
	①高齢・障がい各分野の相談支援従事者向けアンケート調査 ②権利擁護支援に関する地域データの収集
平成26年２月21日 （小委員会） 平成26年３月18日 （検討会）	・アンケート調査結果報告と課題の整理 ・平成26年度計画について
平成26年５月29日 （小委員会） 平成26年６月13日 （検討会）	・平成26年度計画について ・本検討会のすすめ方について
平成26年７月30日 （小委員会） 平成26年８月６日 （検討会）	・「高齢者・障がい者なんでも相談会」報告 ・研修「先進地実践報告」芦屋市 ・調査研究について
平成26年11月12日	先進地視察研修「兵庫県芦屋市」
平成26年12月11日 （小委員会） 平成26年12月19日 （検討会）	・先進地視察研修報告 ・調査について（アンケート調査、ヒアリング調査） ・提言について
平成27年１月26日 （小委員会） 平成27年２月３日 （検討会）	・提言（案）について ・権利擁護支援システム検討会報告について ・今後の取り組みについて

3. まとめ

「甲賀圏域における権利擁護支援システム検討会」において、地域課題の抽出、相談事業を通じての地域の現状把握、また、各調査からも、今後の権利擁護支援システムに求められる機能、権利擁護支援センターの課題が明らかになった。

これまでの実践から、甲賀圏域における権利擁護支援システムの大きな柱は、「個別支援」「支援者支援」「地域づくり」である。

1）権利擁護支援システム

A）個別支援

①成年後見制度利用支援

圏域においても成年後見制度利用支援事業が施行され、低所得者であっても、成年後見制度が利用しやすくなった。

ぱんじーが事業を始めた平成25年10月以降、ぱんじーが申立支援を行った事例は30件以上にのぼり、その中には、結果的に市長申立となった事例も含まれる。

また、ぱんじーが申立支援をすることによって、後見等受任者への引き継ぎが円滑になり、また、後見人等からの相談も対応できている。

②虐待ケースへの支援（施設従事者等による虐待も含む）

高齢者（障害者）虐待防止法では、虐待対応は行政責任であることは明らかであるが、支援過程において、より専門的な支援が必要なケース、複雑多岐にわたる課題を抱えたケースに対する支援など各市の虐待対応マニュアルに基づき支援を行う。

現在は、事例に応じて事実確認、成年後見制度の申立支援など事例に応じて地域包括支援センターや障がい者虐待防止センターからの依頼に基づいて対応しているが、今後は、各市の虐待マニュアルにぱんじーがどのように位置づけられ、ぱんじーとしてどのような支援体制を構築していくかが課題である。

③アウトリーチによる支援

「高齢者・障がい者なんでも相談会」や、「出前講座」など、地域に出向いて権利擁護の啓発や相談などを行うことにより、権利擁護の理念の啓発など、地域づくりへ発展が期待される。

④権利擁護適正チェック

支援する側が気づかないうちに権利侵害に陥っていないか。また、権利擁護支援の適正化をチェックすることが必要である。第三者的に評価できる機能、しくみが必要。

⑤権利擁護支援を必要とする事例の共有、支援の調整

（地域福祉権利擁護事業→成年後見制度への移行、受任調整）

「権利擁護支援が必要かもしれない」「権利擁護支援が必要であるが、どのように進めていいかわからない」といった初期相談の段階で、適切な資源の調整や成年後見制度の利用で第三者後見が必要な場合は、専門職を含めた受任調整を行う場。

B）支援者支援

支援者が安心して支援を続けられるように、支援者を支える仕組みが重要であることがこの間の調査等においても明らかとなった。

【平成26年度アンケート調査より】
相談支援に関わる専門職の多くが支援困難ケースを担当し（問11）、対応するうえでの問題点を抱えている。問題点としては、「支援のための資源不足」と、「支援者のスキル不足」に関することが特に多くあげられている（問15）

①支援困難ケースに対する支援

支援者が困難と感じるケース、虐待対応においても終結したものの継続的に支援を必要とするケースの多くが、権利擁護支援を必要とするケースが多い。そのようなケースに対して相談や支援を行う機能が求められる。司法職との連携も重要であり、スムーズに連携が図れるよう、ぱんじーが相談や支援を行う。

また、支援者のスキルアップや支援者同士のネットワークを構築するための研修会や事例検討会の企画も重要な役割のひとつであるといえる。

②スーパーバイズ機能

繰り返しとなるが、調査Ⅰ・Ⅱでも「支援者支援」の重要性が明らかとなった。緊急を要するケースで、素早く介入、支援が必要であるにもかかわらず、初動介入に時間がかかったり、より深刻化して初めて介入するという事例も少なくはない。支援者が悩んだ時に、スーパーバイズを受けることができる体制をとることで、支援者の負担も軽減し、支援困難ケースへも抵抗なく、支援が継続できることにつながる。

【平成26年度アンケート調査より】
相談支援に関わる専門職の多くは、職場内・外にアドバイスを受ける人がいると答えているが(問10)、支援者のスキルアップのしくみの不足を多くの人が問題点としてあげる一方で(問15)、スキルアップの取り組みやスーパービジョンの活用については、「行いたいが難しい」と答えた人が多い(問16)

③後見活動支援

親族後見人だけではなく、専門職後見人にとっても、後見人等としての活動は一人で悩み、困難を感じることも多い。後見人等は、被後見人等の生活すべての代理行為を行うわけではなく、被後見人等の意思決定を尊重しながら支援を行うものである。意思決定支援を行うためには、日頃の人間関係、福祉医療関係者との連携など、被後見人等ご本人のことをよく知り、後見人等は、ご本人の利益について考えていく役割である。

悩み、迷いながらも被後見人等の支援を行ってくことも圏域で権利擁護支援を行っていくセンターの役割、機能であると自覚しております。今後、以下の事業を計画している。

・親族後見人の交流会
・専門職後見人の意見交換会
・支援者向け研修会の企画・運営など

C）地域づくり

行政、社協、専門職等が協働した仕組みであり、市や中学校区といったより小さい単位のネットワークづくりができるような仕組みや事業のあり方が必要

①権利擁護の啓発

現在も行っている、出前講座をはじめ、積極的に地域へ出向き、権利擁護の理念の啓発を行う。地域の権利擁護支援の担い手となる人材の育成、認知症や障がい者への理解にもつながるものが必要である。

②成年後見制度の普及、啓発

②と同様に、制度に対する啓発活動を継続していく。単なる制度の紹介ではなく、権利擁護の理念や意思決定支援としての成年後見制度の啓発を行っていく。

③権利擁護支援の人材育成

地域福祉権利擁護事業の生活支援員をはじめ、地域で権利擁護支援に関わる人材の育成が課題となっている。

成年後見人の担い手も同様で、家族機能の低下、制度に対する需要の増加に、専門職後見人だけでは足りなくなってきている。また、市民ならではの後見支援について検討し、人材を養成していく必要がある。

また、支援者支援の観点から、スーパーバイザーの育成、後見人等のスキルアップについても今後の課題である。

【平成26年度アンケート調査より】
(再掲)支援者のスキルアップのしくみの不足を多くの人が問題点としてあげる一方で(問15)、スキルアップの取り組みやスーパービジョンの活用については、「行いたいが難しい」と答えた人が多い(問16)

④地域包括ケアシステムの活用

介護保険制度で推し進められている「地域包括ケアシステム(高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざすもの)」を活用し、住民と専門職との課題の共有、ネットワークの構築、個別ケースの支援を通した権利擁護支援に関する地域課題の把握など、行政や社協と連携、協働しながら地域づくりを進めていきたい。

しかし、行政・社協ともに２市の具体的な方法や取組状況も異なるため、各市の状況に応じた取り組みが求められる。

【平成26年度アンケート調査より】
多くの複雑な問題をもつ支援困難ケースに対応するうえでの問題点(問15)およびすすめるべき取組(問17)として最も多くの人があげたものは、支援のための資源不足だが、新たなサービスの開発は「行いたいが難しい」と答えた人が多く、地域のさまざまな力を効果的に活用できるしくみを構築していくことも重要である。しかし、連携のためのしくみづくりも「行いたいが難しい」と答えた人が多く(問16)、多様な分野や公民のさまざまな主体が連携した切れ目のない支援のしくみづくりをめざす地域包括ケアシステムの取り組みを活かしていくことが期待される。

⑤虐待防止ネットワークのとの連携

すでに、高齢者・障害者虐待防止法の施行、各市においても高齢者(障がい者)虐待防止ネットワーク会議が設置されている。

早急に成年後見制度の利用が必要なケース、司法職との連携が必要なケースなど、市の担当課と専門職との連携が円滑に進められることが期待される。

⑥専門職、他圏域の権利擁護支援センター等とのネットワーク

ぱんじーの事業開始以降、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会をはじめとした、専門職との連携が大きな力となった。特に、「専門職相談」「高齢者・障がい者なんでも相談会」「甲賀圏域権利擁護支援システム検討会」など、困難ケースへの対応、成年後見制度の申立支援を行うなかで、圏域外の専門職の方にも大いにご尽力をいただいた。今後もますます連携を強めながら権利擁護支援を実践していきたい。

また、県内には、主に福祉圏域ごとに成年後見サポートセンター、権利擁護センターが設立されている。それぞれのセンターとも連携、協力体制を作っていきたい。すでに、平成26年度より、県社協が事務局となり、「権利擁護サポートセンター連絡協議会」が開催されている。今後の取り組みが期待される。

⑦成年後見センター運営委員会の設置

甲賀・湖南成年後見センターぱんじーの委託元である行政、地域福祉権利擁護事業の事業主体である、市社会福祉協議会などから成年後見センターに対する運営や事業に対する意見を伺う。また、圏域の権利擁護支援システムについての意見交換を行う。

⑧甲賀圏域権利擁護支援システム推進協議会の設置

圏域の権利擁護支援システムを統括し、システムの課題分析、提案を勧める協議会。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業にとどまらず、障害者差別解消法、意思決定支援による成年後見制度など圏域全体の権利擁護に関する課題を協議する。

2）「成年後見センター」から「権利擁護支援センター」へ

平成25年10月以降、「成年後見センター」として、相談・支援を中心に事業を行ってきたが、相談の実態、圏域の権利擁護支援のニーズのいずれにおいても、成年後見制度にとどまらず、広く権利擁護支援を求められていることが明らかである。

今後、圏域に権利擁護支援センターを中心に、権利擁護支援システムか構築されることを期待する。

また、「成年後見センターぱんじー」から「権利擁護支援センターぱんじー」への名称の変更も検討したい。

資料編

資料１　平成 25 年度アンケート調査

調査の概要

【調査目的】 甲賀市、湖南市における権利擁護支援システムを検討するにあたり、甲賀市、湖南市内で高齢者、障がい者の相談支援を行っている事業所に対し、権利擁護支援の現状や日常の支援における悩みなどを調査し、地域の権利擁護支援システムの構築に役立てる。

【調査対象】 甲賀市、湖南市高齢福祉、障がい福祉、生活保護担当課
甲賀市、湖南市地域包括支援センター
湖南市高齢者支援センター
甲賀市、湖南市社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業担当
甲賀市、湖南市居宅介護支援事業所
甲賀市、湖南市障害者相談支援事業所　　計 68 事業所

【調査方法】 平成 26 年 1 月　郵送または直接配布

【調査機関】 平成26年1月20日～平成26年2月15日

【調査結果】 38事業所より回収（回収率　55.8%）
調査Ⅱについては92サンプル回収

Ⅰ事業所の概要（事業所で１部ご提出ください）

問１－１　貴事業所の相談支援従事者は何名ですか。

【　　】名　　うち　専任【　　】名　　兼任【　　】名

問１－２　上記の相談支援従事者の雇用形態をお伺いします。

正　規【　　】名

非正規【　　】名

問２　相談支援従事者の資格は何ですか。（複数回答可）

①社会福祉士　②精神保健福祉士　③相談支援専門員　④介護支援専門員
⑤介護福祉士　⑥社会福祉主事　⑦看護師　⑧保健師　⑨その他（　　）

問３－１　平成 24 年度相談件数は何件ですか。　※【　　】件（うち新規受付件数【　　】件）

相談件数・・・事例の数ではなく、相談を受けた延べ件数でお願いします。

新規件数、延べ件数相談に関わったケース全てをご記入ください。

問３－２　問３－１の主な相談内容の内訳をご記入ください。

①福祉サービス利用援助（情報提供、相談）	件
②社会資源の活用支援	件
③生活相談	件
④就労・社会参加・進学に関する支援	件
⑤医療、疾患（認知症含む）に関する相談	件
⑥経済、金銭管理に関する相談	件
⑦退院調整	件
⑧権利擁護支援	件
⑨介護支援相談および計画相談等マネジメントに関する相談	件
⑩その他（　　）	件
合　　計	※　　件

※問３－１　の件数と問３－２合計件数が同数となるように回答してください。

調査票Ⅱ

Ⅱ　権利擁護支援について（複数の相談員がおられる事業所は各相談員がお答えください）

問４－１　成年後見制度利用に関する相談を受けたことはありますか。
ある
ない

問４－２　成年後見制度に関する相談支援で困っていることはありますか。
ある　⇒問４－３へ
ない　⇒問４－４へ

問４－３　問４－２　で「ある」と答えた方にお聞きします。その内容は何ですか。（複数回答可）
①制度に関する十分な知識がなく、適切な援助ができない。
②本人や家族、親族等の調整が困難または理解が得られない。
③申立費用や後見報酬など金銭的な問題
④適当な後見人候補がみつからない。
⑤より専門的なことを相談する人や機関がわからない。
⑥その他（　　）

問４－４　相談に対して適切に支援するために必要な資源やシステムは何ですか。（複数回答可）
①本人やその家族にわかりやすいパンフレット
②相談対応する職員の能力向上のための研修
③成年後見制度利用に関する相談をスーパーバイズ（＊）する機関（者）
④第三者後見人の養成やコーディネートするしくみ
⑤首長申立の積極的な活用
⑥成年後見制度利用支援事業の積極的活用
⑦公的機関からの要請に法人後見の活用や、法人後見監督（＊）の機能をもって対応できる機関
⑧その他（　　）
＊スーパーバイズ、後見監督・・・別紙：「語句の説明」参照

問5―1　虐待およびその疑いがある事例の行政への報告はしていますか。
①とりあえず全て報告している
②適宜評価した上で、全て報告している
③適宜評価した上で、報告するものと報告しないものを区別している
④あまり報告していない

問５－２　虐待およびその疑いがある事例の行政への報告を迷ったケースはありますか。
ある
ない

問5—3　虐待およびその疑い事例の行政への報告を迷った理由は何ですか。（複数回答可）

①通報・相談することで支援が複雑になる

②書類作成など、事務手続きが煩雑

③通報・相談先がよくわからない

④相談しても解決に向かうかどうか疑わしい、または困難と考えた

⑤対象者本人または家族が通報・相談することを望まなかった

⑥その他（　　）

問5－4　虐待ケースの対応で困っていることは何ですか。（複数回答可）

①虐待者および被虐待者に虐待の認識がない

②介入を拒否されている

③行政の協力が得られない

④関係機関の協力が得られない

⑤虐待対応、技術などがわからない

⑥法的支援が得られない

⑦虐待対応のマニュアルやしくみがない

⑧その他（　　）

問5－4　困っていることの具体的な内容を記述してください

問5－5　虐待への適切な対応に今後必要なことは何だと思いますか。（複数回答可）

①虐待対応等権利擁護支援に特化した専門機関の整備

②事業所の体制強化（人員の充実など）

③有識者・有資格者による「虐待対応防止チーム」等の設置

④措置による分離など行政の主体的な対応

⑤措置する施設などの確保と充実

⑥地域状況を反映した実行性のあるマニュアル

⑦その他（　　）

問６－１　「権利擁護支援ニーズ」のあるケースに各相談支援事業所で対応ができると思いますか。
対応できる
対応できない

問６－２　「権利擁護支援ニーズ」のあるケースへの適切な相談対応に必要なことは何だと思いますか。
（複数回答可）
①事業所の権利擁護支援に対する体制強化（職員の充実、法律職の配置など）
②権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置
③関係機関や専門機関のネットワーク
④その他（　　）

問６－３　事業所への権利擁護に対する体制強化として、具体的に必要なことは何ですか。
（複数回答可）
①権利擁護支援専従の職員配置
②法律職の配置
③職員の増員
④スーパーバイズの確保
⑤研修等による専門性の確保
⑥その他（　　）

問６－４　「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関」の機能として求めるものは何ですか。（複数回答可）
①ケースに関する全体的なコーディネート
②成年後見制度における申立支援及び申立費用の調整
③法人後見および法人後見監督機能
④第三者後見人の養成やコーディネートをする機能
⑤利害関係者との調整
⑥強制介入を含むケースにおける直接的な支援や支援調整
⑦法律職の配置および支援ニーズの法的分析とアプローチ
⑧虐待対応の専門的な第三者機関
⑨その他（　　）

問６－５　関係機関とのネットワークについて具体的な内容をお書きください。

問7　権利擁護支援を実践していくなかで日頃感じていることをお書きください。

ご協力ありがとうございました。

＜別紙：語句の説明＞

〇権利擁護支援

全国権利擁護支援ネットワーク事務局長　上田晴男氏は、「権利擁護」を、①社会的に必要な法的諸権利の行使②権利侵害からの保護、救済③新たな権利の創造の3つから構成する。と定義づけており、本人自らが権利擁護を行うための力を発揮できない場合に、社会的な支援によって、権利擁護の実践を確保することを「権利擁護支援」としている。

具体的には、

●意思決定支援・・・自己決定支援、コミュニケーション支援、関係性の確保（本人の日常的な人間関係、コミュニケーションの状況、社会的な関係）

●生活支援　　・・・福祉サービス利用、日常的金銭管理・所得保証等、見守り支援、医療的ケア

●法的支援　　・・・成年後見制度、多重債務の整理、虐待救済、財産管理

のことを指す。

参考文献：朝比奈ミカ　北野誠一　玉木幸則　編

『障がい者本人中心の相談支援とサービス等利用計画ハンドブック』ミネルヴァ書房　2013

上田晴男著　「権利擁護支援としての成年後見」『大原社会問題研究所雑誌』No.625　2010.11

〇スーパーバイズ

社会福祉施設や機関などにおいて、専門家を養成するための過程で行う、助言や示唆などをすること。ここでいう、スーパーバイズは、成年後見制度をより理解したスーパーバイザーが、日常の相談支援者に助言や示唆をすること。

参考文献：黒木保博ほか著『福祉キーワードシリーズ　ソーシャルワーク』　中央法規出版2002

〇後見監督

家庭裁判所は、必要な場合は、成年後見監督人を選任することができ、適切な後見活動を行っているかどうかの監督を行うことができる。成年後見監督人または、家庭裁判所は、いつでも成年後見人に対して後見事務の報告ないし財産目録の提出を求めることができるほか、さらに後見の事務または成年被後見人の財産状況を調査することができる。

参考文献：村田彰ほか著『わかりやすい成年後見・権利擁護』2009年　民事法研究会

調査Ⅰ集計結果

Ⅰ事業所の概要（38 事業所より回答）

問１－１　貴事業所の相談支援従事者について

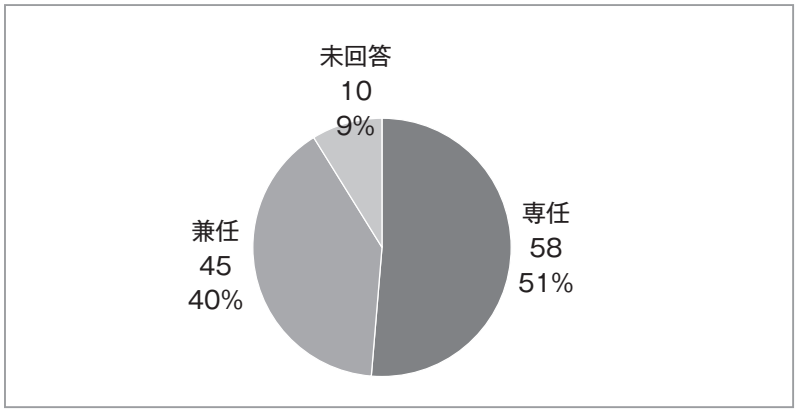

問１－２　問１－１の相談支援従事者の雇用形態は？

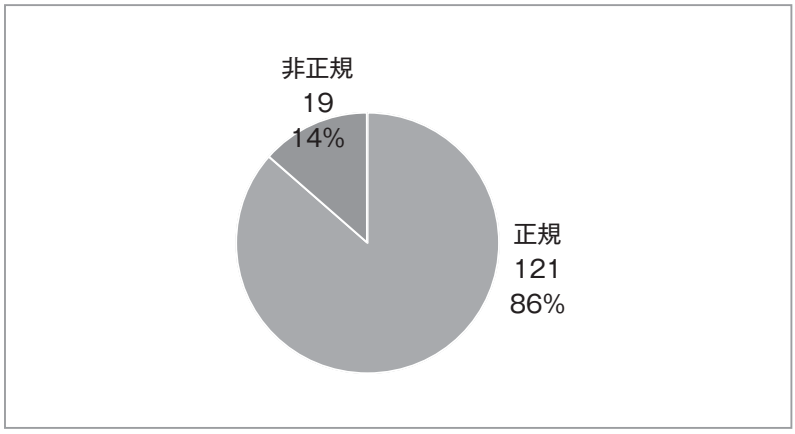

問２　相談支援従事者の資格は何ですか。（複数回答可）

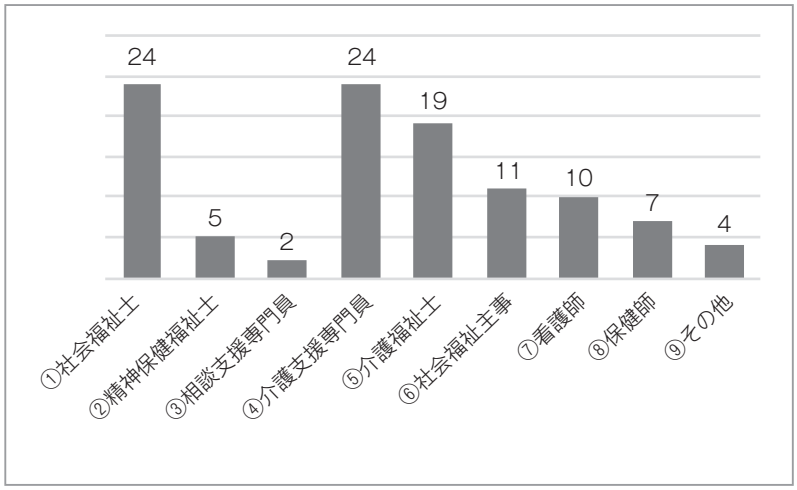

問３－２　相談内容の内訳

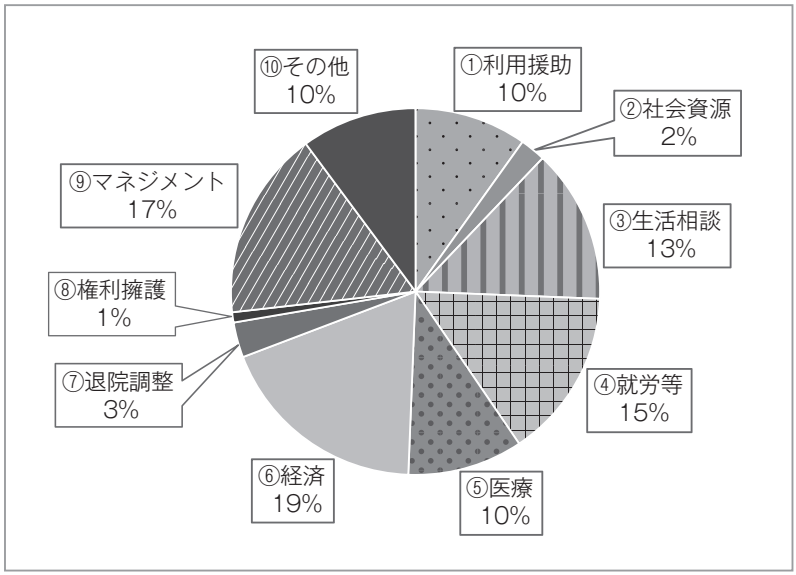
⑩その他
10%
①利用援助
10%
②社会資源
2%
③生活相談
13%
④就労等
15%
⑤医療
10%
⑥経済
19%
⑦退院調整
3%
⑧権利擁護
1%
⑨マネジメント
17%

調査票Ⅱ集計結果

Ⅱ　権利擁護支援について（複数の相談員がおられる事業所は各相談員がお答えください）

問４－１　成年後見制度利用に関する相談を受けたことはありますか。

ある

ない

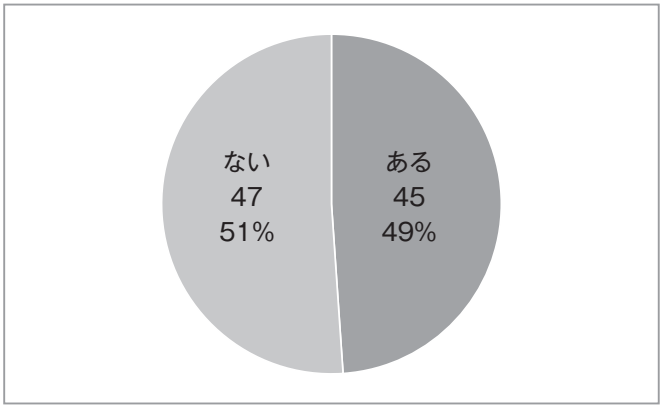

回答のあった支援者92名のうち、ほぼ半数にあたる45人が成年後見制度利用に関する相談を受けたことがある。としている。
調査Ⅰで、主な相談内容としての「権利擁護に関する相談」は１％であったが、成年後見制度に関する相談については、多くの相談員が相談を受けた経験があることがわかった。

問４－２　成年後見制度に関する相談支援で困っていることはありますか。

ある

ない

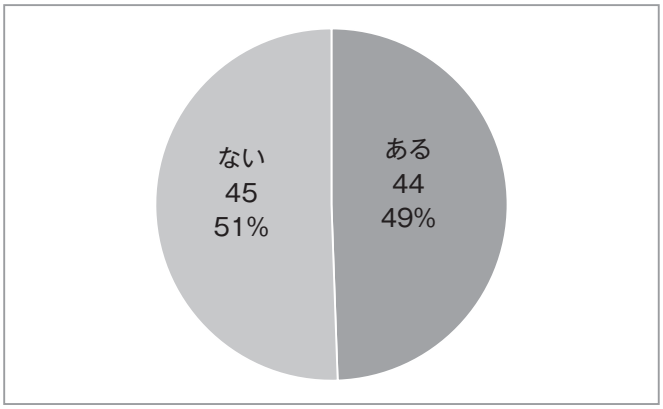

問４－１で、45人（50%）の支援者が成年後見制度に関する相談を受けた経験があり、そのうち44人の支援者が困っていることがある。と回答している。
成年後見制度に関する相談支援の中で、ほとんどの支援者が悩みながら相談を受けていることがわかった。

問４－３ 問４－２　で「ある」と答えた方にお聞きします。その内容は何ですか。（複数回答可）

①制度に関する十分な知識がなく、適切な援助ができない。
②本人や家族、親族等の調整が困難または理解が得られない。
③申立費用や後見報酬など金銭的な問題
④適当な後見人候補がみつからない。
⑤より専門的なことを相談する人や機関がわからない。
⑥その他（　　）

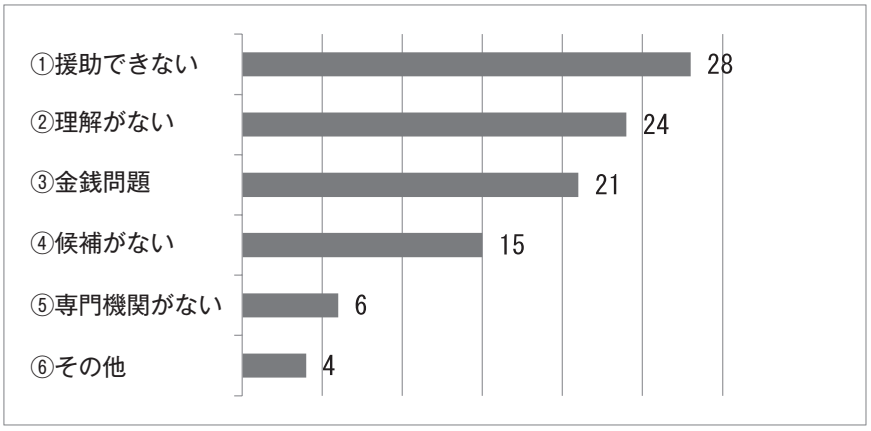

問４－３⑥　その他

・キーパーソンが不在の場合
・後見人が弁護士の場合手続き等に時間がかかる
・行政の協力が不十分

ほとんどの支援者が相談業務の中で悩んでいるということがわかったが、その内容については、多岐にわたる。「制度に関する知識がなく、適切な援助ができない」が最も多く、次いで「本人や家族、親族等の調整が困難または理解が得られない」であった。
虐待者、被虐待者だけの問題ではなく、支援者側の問題（知識や力量）も明らかとなった。
成年後見制度の啓発や、相談窓口としてのぱんじーの役割が求められていることがわかった。

問４－４ 相談に対して適切に支援するために必要な資源やシステムは何ですか。（複数回答可）

①本人やその家族にわかりやすいパンフレット

②相談対応する職員の能力向上のための研修

③成年後見制度利用に関する相談をスーパーバイズ（＊）する機関（者）

④第三者後見人の養成やコーディネートするしくみ

⑤首長申立の積極的な活用

⑥成年後見制度利用支援事業の積極的活用

⑦公的機関からの要請に法人後見の活用や、法人後見監督（＊）の機能をもって対応できる機関

⑧その他（　　）

＊スーパーバイズ、後見監督・・・別紙：「語句の説明」参照

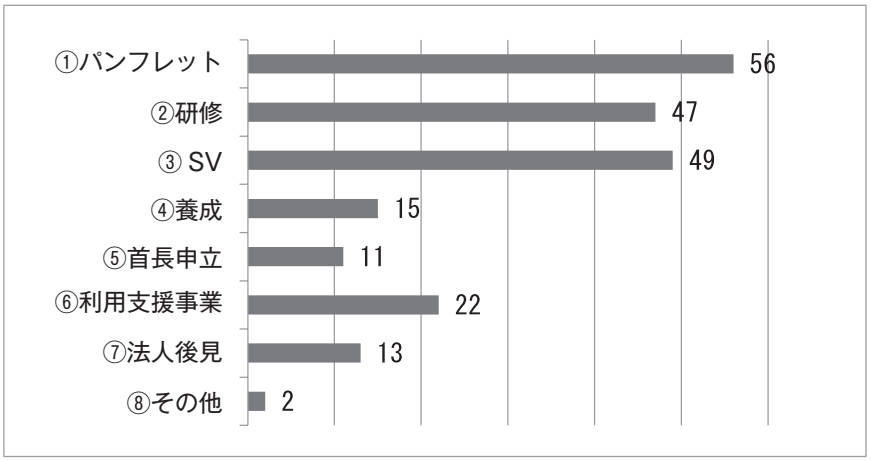

問４－４⑧その他

・地域包括支援センター、生活保護ケースワーカーの関与、連携

・裁判所との連携のとりにくさの改善

成年後見制度に関する相談に対して、支援者（関係機関）自身もパンフレット、研修、スーパーバイズを求めていることがわかった。
成年後見制度の利用が進まないのは、支援者自身が制度につなげるまでの基本的な知識を得るための機会が少ないことがわかった。

問５－１ 虐待およびその疑いがある事例の行政への報告はしていますか。

①とりあえず全て報告している
②適宜評価した上で、全て報告している
③適宜評価した上で、報告するものと報告しないものを区別している
④あまり報告していない

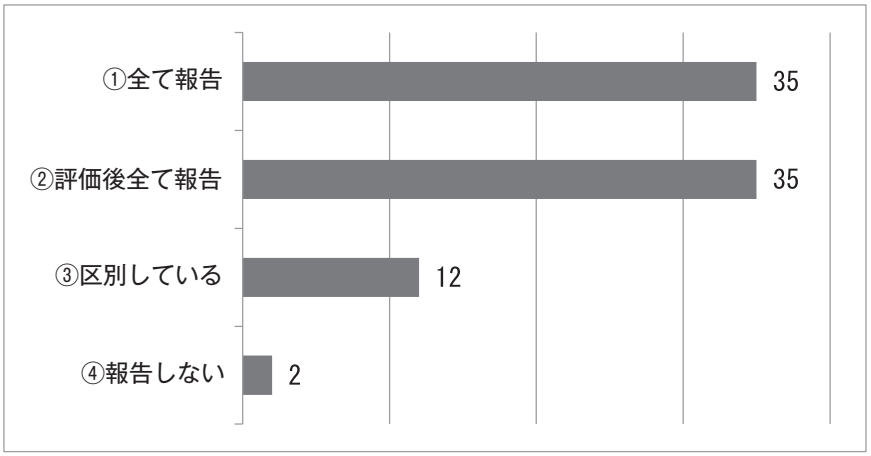

「全て報告」「評価後全て報告」を合わせると、80%以上が全て報告している。とある。
一方で、わずかではあるが、「報告しない。」と答えた支援者があることもわかった。

問５－２ 虐待およびその疑いがある事例の行政への報告を迷ったケースはありますか。

ある
ない

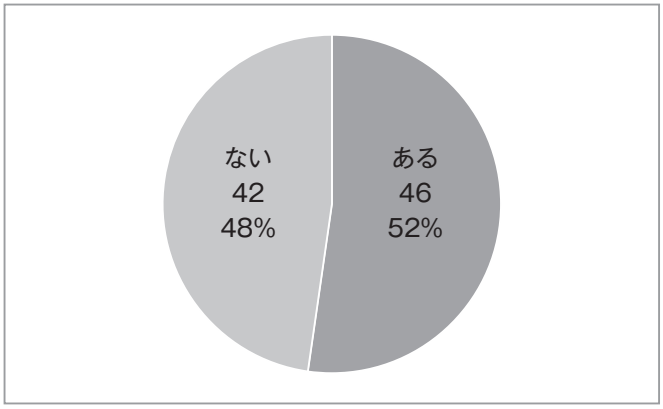

80%以上が報告を行っているが、一方で半数以上が行政への報告を迷ったことがある。
と回答している。

問５－３ 虐待およびその疑い事例の行政への報告を迷った理由は何ですか。（複数回答可）

①通報・相談することで支援が複雑になる

②書類作成など、事務手続きが煩雑

③通報・相談先がよくわからない

④相談しても解決に向かうかどうか疑わしい、または困難と考えた

⑤対象者本人または家族が通報・相談することを望まなかった

⑥その他（　　）

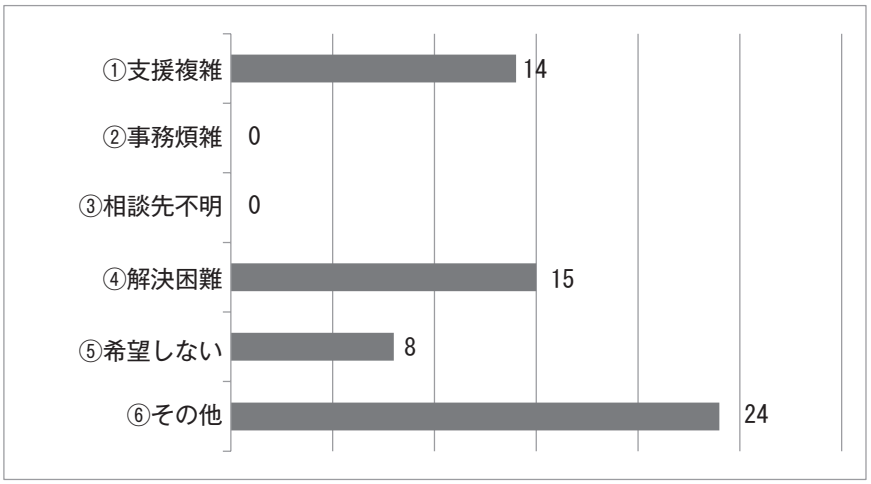

問５－３⑥その他

・周りからみて虐待と感じられても、本人に虐待を受けているという意識がない場合。

・疑いの余地を脱しないケース。高齢者、ネグレクト等

・虐待疑いと判断をする根拠があまりにもない場合。職員のなんとなく･･･という感覚のみの場合。

・事例なし

・そもそもその行為が悪意であるか判断に迷った。

・昔からの環境、関係性か虐待かの判断に迷い、報告を迷ってしまうことあり

・まだ虐待疑いの事例の経験がない。

・家族の苦労を理解できる。事実確認をしてから報告している。

・夫婦間のいつものケンカなのか。判断ができない。生活の様子が見えない。

・虐待かどうかの判断に迷うから。

・虐待かどうか判断しにくい。

・セルフネグレクト

・疑いで事実確認が取れない。

・虐待かどうか判断に迷う。

・ご本人の訴えが日によって変動するため実体がつかめない

・本人の今までの生活歴や介護者との関係性から、報告が妥当かどうかが不明であったが、関わりの深い支援者の方からも、客観的にみて見守りを継続していくという結論に至った。
・関係性の把握が十分にできていない
・事例なし
・内容（本人の訴え）事体が確実であるかわからず、家族にも聞き出すことも困難で迷った。
・タイミング
・自分の中で疑い家族・本人の性格的な物言いか悩む
・身体（虐待）のケースで１回のみというケースの場合、報告を迷った。
・障害特性としての妄想発生

「①通報・相談することで支援が複雑になる」「④相談しても解決に向かうかどうかわからない」」が半数を占めている。「⑥その他」では、「判断に迷う」という記述が非常に多いことがわかった。

問５－４ 虐待ケースの対応で困っていることは何ですか。（複数回答可）

①虐待者および被虐待者に虐待の認識がない
②介入を拒否されている
③行政の協力が得られない
④関係機関の協力が得られない
⑤虐待対応、技術などがわからない
⑥法的支援が得られない
⑦虐待対応のマニュアルやしくみがない
⑧その他（　　）

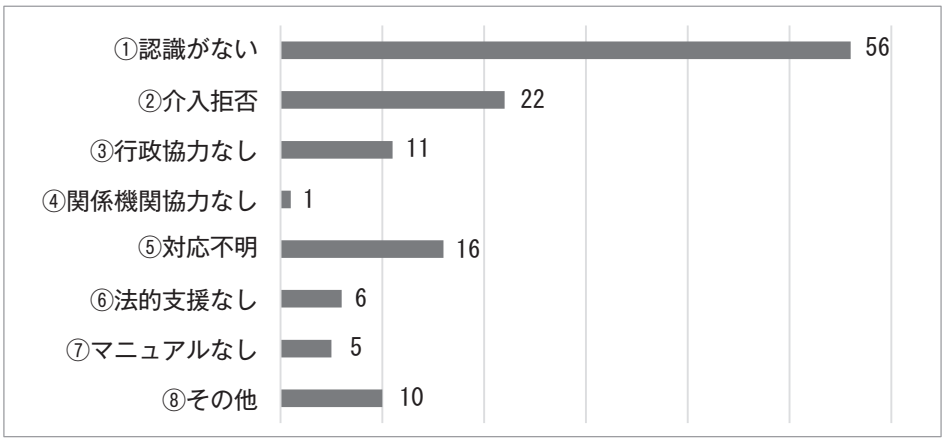

問５－４⑧その他

・なかなか解決にまで至らない。
・困ったことなし。調べたり、考えたりしたら答は出た。行政からはネグレクトと言われる案件だったが、調整で問題消失。
・認知症高齢者の理解がない介護者への対応
・周囲からは虐待だと思うが、本人は全く虐待と思っておらず、周囲の方が困ってしまう。
・まだ虐待疑いの事例の経験がない
・機関の連絡調整
・本人の状態が難しい場合、施設等見つけにくい
・家族（介護者）支援のむずかしさはある。
・虐待者への助言（声のかけ方等）や傾聴することが難しい

支援者にとって、日々悩みながら虐待ケースへの対応を行っていることがわかった。「虐待者および被虐待者に虐待の認識がない」が、56件と多くの支援者が回答している。虐待の認識がない、介入を拒否されている、虐待対応がわからない。など、支援者側の力量の問題も明らかである。

問５－４ 困っていることの具体的な内容を記述してください

・明らかな証拠、状況を確認しないと、保健所等、行政は相談のみで終わる。

・関与した事業を残すのみで、介入は敬遠するため、対応に困る。

・経済的搾取により本人と家族は分離となったが、その後の市と家族とのやりとりがきちんと進まず、家族が市に対する不信を抱いている。時折そのことについて家族から話を聞くため、ケアマネとして返す言葉がなく、困る。

・虐待との認識がない

・早い段階で包括支援センターの関わり、介入が必要だと思われたが、本人、家族が虐待の事実を隠そうとされ、介入が難しかった。

・身体的な虐待がある場合には、アザ等の目に見える証拠があるため、報告しやすいが、被虐待者が認知症で認識がないが、表情や様子等で言葉による暴力等目に見えにくい虐待を受けておられるのではないか・・・と感じても、それを虐待ととらえてよいか。こちらが過剰にとらえているだけなのか、悩む時。

・被虐待者本人は認知症により判断力の低下あり、虐待されていることについて理解しているかどうか不明。家族は虐待を認めながらも現状でやむを得ないと開き直り、状況改善に努める様子もなく提案するサービスに反対をする。

・要介護状態になる以前からの関係性や生活の仕方の継続で要介護者ゆえ虐待ではと相談するケースが多いため、本人も被虐待者も普通のことのようにとらえやすい。

・民生委員からの相談で疑わしき事例を知ることとなったが、訪問しても本人、あるいは家族から聞き取りができない。（会えない。訪問時に無応答、家族がつかまらないなど）状況できており、積極的介入ができていないのが現状。市とも連携（民生委員とも）しているが・・・

・細かい部分まで情報を集めるために（聞きにくいこと）どのような切り口で話をすすめていったらわからないことがある。

・認知症の親に対する対応、暴言が多く、要介護者と介護者のトラブル、要介護者のBPSDの原因が介護者の病気に対する理解がないことと思われ、家族関係が悪くなりつつなる。虐待として対応してよいか・・・。

・旧家に1人で暮らしている。息子が関わっているが、本人の通帳等を全て管理するが、あまり本人にはお金を渡さず、低額しか渡さない。認知症もあり、寒くてもエアコンを入れられず、コタツだけ。家は非常に寒い状況。降圧剤も一人では飲めない。息子が面倒みるというのに、全く世話をしようとされなくて困っている。

・言葉の暴力（息子→母）（息子の嫁→母）

・介護放棄

・相談してもすぐに解決するわけではなく、相談前と変化がないことが多い。

・介護の大変さは理解しているつもりだが、家族としては入所させたい。と希望している人が多い。行政も話を聞く程度となっており、時間を作って家族と面談しても、結論が出ない時がある。

・家族は入所を希望しているが、入所できる所がない。話をしたり、サービスを調整しても、虐待が続いている。

・虐待の対応として介護サービスを導入することになっても、家族の同意を得られず、サービスの導入に至らない。

・早急なサービス提供は事業所側も抵抗があるように感じられる。

・虐待ととってよいかがわからない。夫婦間のいつもの対応なのか、様子をみてよいかと思う。

・関係者の様子の報告があることでわかることがあるが、ケアマネの前では見せていないのか。

・虐待の判断に迷うことがある。

・訪問系のサービスが入っていると家の状況がわかるが、通所系のサービスのみだと家の中の様子がわかりにくい。

・認知症の方は特に迷うことがある。

・主治医の判断や外部からの連絡によって、虐待のマニュアルに応じて対応をすることになっているが、窓口がどこになるかわからないため、あらゆる方向性と病院の窓口が考えておかないといけないことが不安なところがあります。

・当院、通院患者に被虐待の事実が発覚した時に、地域医療連携室に行政機関や地域包括支援センターからの診療状況や照会がある。早急な対応が必要であることは承知しているが、診療内容、病状については現在の医師から直接機関へ伝える必要があるため、それら面談をセッティングする。時間調整がうまくいかない場合もあり、状況照会が遅くなるケースもあったかと思う。

・家族間で生計を立てている場合の対応、どこからが経済的虐待か。

・セルフネグレクトの判断

・家族間で生計を立てている場合は、どこまでの状態となれば経済的虐待と判断するのか難しい。

・親子関係の金銭トラブル

・権利擁護事業の支援のあり方でも、通常の支援と虐待ケースとしての支援のあり方に差異はなく、対応についても機関間の役割分担などが明確でない。

・虐待事例の養護者支援ともなれば、実際の具体的な支援をはじめ、これまで以上の関わりが必要となるが、関係を結ぶ以前に支援者サイドが身構えてしまったりと、程よい緊張感を保つことが困難なことがある。

・被虐待者が虐待だと認識していない。もしくは認識していても訴えない場合。

・本人の訴えの信憑性が不明な場合。

・特に経済的な虐待については、線引きが難しく、家族も困窮しているため、対応も難しい

・ケアマネジャー→包括に連絡し、包括職員が関わってくると、介護者が不信感をもつ。生命にかかわることは、迅速な対応が求められる。（受診、服薬等）

・最近あったケースでは、せっかく甲賀病院に入院してもらったにもかかわらず、個室（１日、１万円）しかなく、家族が24時間ついてほしい。と言われ、３日で自宅に戻ってきた。

・グレー的な問題も市に報告している。虐待を未然に防ぎたいと考え協力や対応を求めるが受け止めてもらえない。

・受け止め方が違う。直接相談を受けている当機関には、権限がないので困る。方法がわからない時は弁護士等に相談をすることもある。

・もともとの生活の中の関係性もあり、介入がめざましく進展しない。

・ケアマネへの負担が今の検討会で少しは検討できるが、それに対応するのに時間をたくさん要する。

・身体（虐待）ケースでは、１度だけのケースは報告するべきか

・経済的虐待では、（家族に）単なる滞納しているだけとの認識があり支払（利用料）を滞っているケース

・虐待の事実がはっきり確認できていない。

・認識のない虐待者について対応するにあたり、非常に労力を使うし、訴えを起こす行動をされる恐れもあり、その対応に困難を感じる。

さらに具体的に尋ねた項目であるが、ここでも同様に悩みながら支援をしている様子がうかがえる。

・支援者の力量に関する課題

・本人の自立支援、権利擁護の視点と、家族の希望の違いでジレンマに陥っていること

・行政や地域福祉権利擁護事業に対する不満

虐待対応は行政責任である。という法的な位置づけはあるものの、ここでも直接の支援者に対する支援が課題となっている。

問５－５ 虐待への適切な対応に今後必要なことは何だと思いますか。（複数回答可）

①虐待対応等権利擁護支援に特化した専門機関の整備
②事業所の体制強化（人員の充実など）
③有識者・有資格者による「虐待対応防止チーム」等の設置
④措置による分離など行政の主体的な対応
⑤措置する施設などの確保と充実
⑥地域状況を反映した実行性のあるマニュアル
⑦その他（　　）

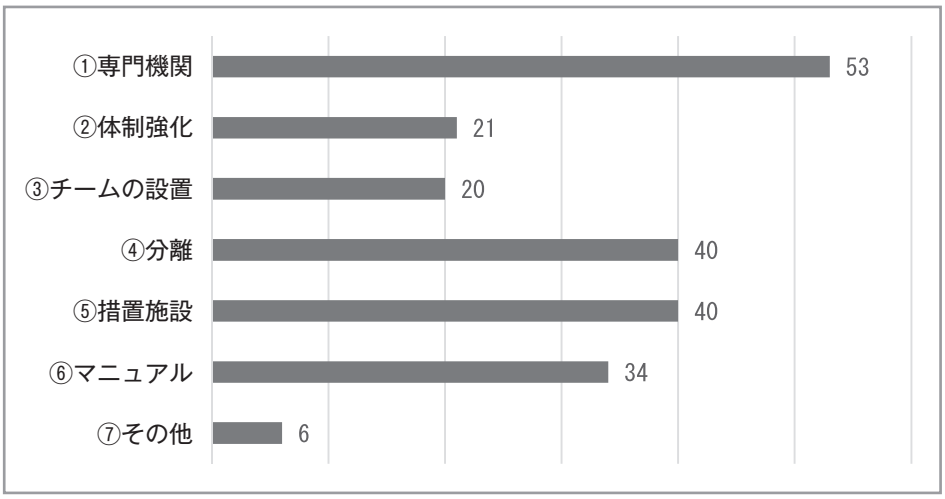

問５－５⑦その他

・予防的権利擁護ができる仕組み
・関係者間の対応連携（ケアマネジャー任せにしない）
・一時的にも分離できる対応が早急にできること
・地域包括などの積極的な対応。ケアマネ任せにさせない。
・住民啓発（虐待の定義をはっきり伝える）
・住民への啓発

最も回答の多いのが、「①虐待対応等権利擁護支援に特化した専門機関の整備」で、半数以上の回答があった。次いで多いのが、「④措置による分離など行政の主体的な対応」「⑤措置する施設などの確保と充実」であった。特に障害者虐待では緊急一時保護施設が不足していることは当圏域に限ったことではない。と言われている。

問６－１「権利擁護支援ニーズ」のあるケースに各相談支援事業所で対応ができると思いますか。

対応できる

対応できない

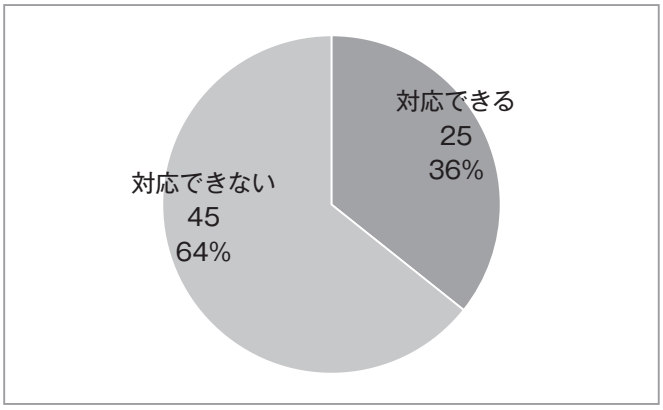

半数以上が、権利擁護支援ニーズのあるケースの難しさを感じている。専門機関の必要性が明らかである。

問６－２「権利擁護支援ニーズ」のあるケースへの適切な相談対応に必要なことは何だと思いますか。（複数回答可）

①事業所の権利擁護支援に対する体制強化（職員の充実、法律職の配置など）
②権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置
③関係機関や専門機関のネットワーク
④その他（　　）

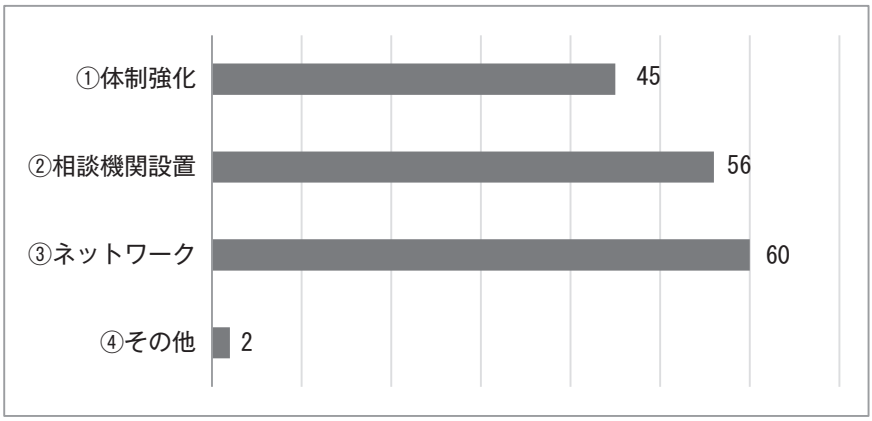

問６－２④その他

・インフォーマルなネットワーク
・相談員のスキルアップ

①～③のどの項目においても回答が多く、特に「関係機関や専門機関のネットワーク」に関しては、多くの支援者が必要性を感じていることがわかった。

問６－３ 事業所への権利擁護に対する体制強化として、具体的に必要なことは何ですか。（複数回答可）

①権利擁護支援専従の職員配置
②法律職の配置
③職員の増員
④スーパーバイズの確保
⑤研修等による専門性の確保
⑥その他（　　）

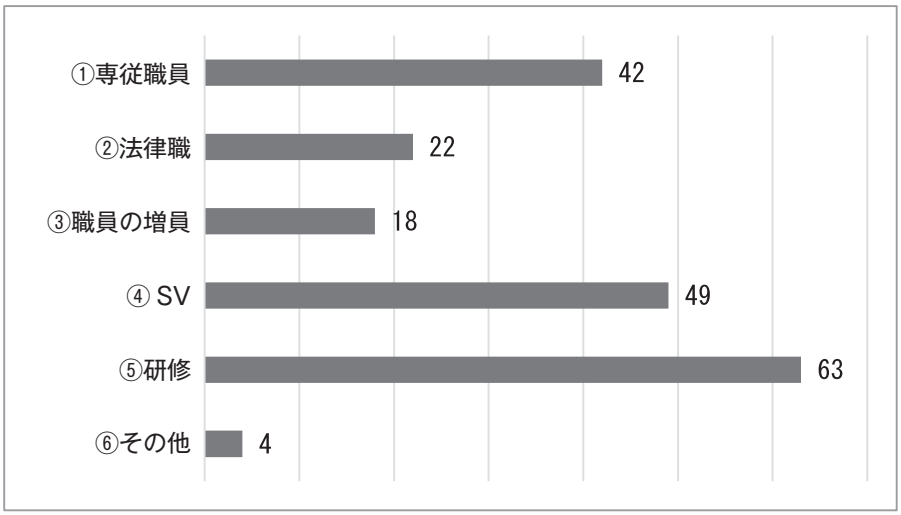

相談支援事業所に対する課題であるが、最も多いのが、「研修等による専門性の確保」次いで「スーパーバイズの確保」「権利擁護支援専従の職員配置」の順であった。

問６－４「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関」の機能として求めるものは何ですか。（複数回答可）

①ケースに関する全体的なコーディネート
②成年後見制度における申立支援及び申立費用の調整
③法人後見および法人後見監督機能
④第三者後見人の養成やコーディネートをする機能
⑤利害関係者との調整
⑥強制介入を含むケースにおける直接的な支援や支援調整
⑦法律職の配置および支援ニーズの法的分析とアプローチ
⑧虐待対応の専門的な第三者機関
⑨その他（　　）

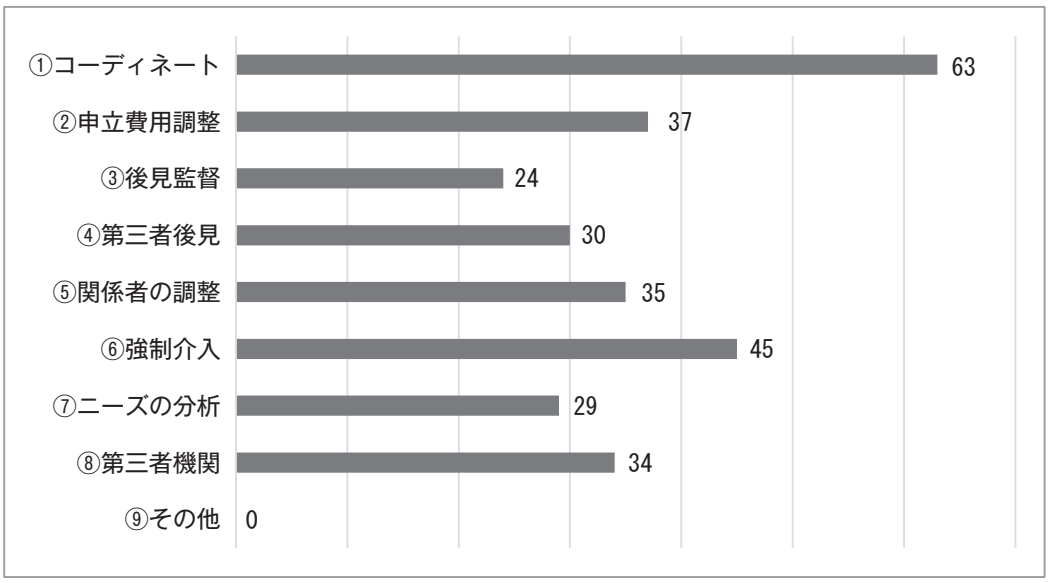

問６－４③その他

・権利擁護事業が適応されないケースの支援体制整備。

すべての項目について多くの支援者が必要性を感じていることがわかった。特に「ケースに対する全体のコーディネート」や「ケースに対する直接的な介入」を求める意見が多いことがわかった。

問６－５ 関係機関とのネットワークについて具体的な内容をお書きください。

・顔の見える関係づくり。体制だけではなく、機能するように。

・顔の見えるネットワーク

・十分なネットワークシステムができていない。

・一人の利用者に対して誰が中心的な役割を果たすのか。形だけできてもその辺りがハッキリせず、責任を押し付けあう現実がある。

・今、関わっていただいているネットワーク。地権、包括、生保担当者、社協の地域センター、民生委員、市民センター、ぱんじー

・平成25年度、ぱんじーに大変お世話になりました。夫婦二人暮らしで、夫が認知症で入院。今後のことを考えて財産の整理を考えられて成年後見制度について説明いただきました。ややこしい事例でしたが、成年後見を利用するに至るまでの交通整理を一緒にしていただきました。結果として成年後見制度の利用はなかったのですが、今後の相談窓口として心丈夫です。

・相談しやすい窓口

・虐待かそうでないか迷う時に相談できる窓口の明確化

・地域包括支援センターに相談している。

・問題分析の能力を向上していく必要があるのと、適切な機関への相談をしていく能力を高めることが必要。

・制度やインフォーマル支援についての情報を集め、共有していくことが必要。

・高齢者虐待→地域包括支援センターが対応　こども虐待→家庭児童相談室が対応　女性へのDV→配偶者暴力支援センターが対応等、バラバラになっている。従来の対応と新規の対応をどのように調整していくかが課題である。

・個人が生活する中で、その方が一人ではできないことを支援するため、関係機関と連絡を取り合う（買い物、通院等）

・チームとして支援の方針や方向性を（本人とともに）チーム内でも共有する

・後見人が弁護士の場合、弁護士とのやりとり

・虐待検討会議での検討、対応についての相談や助言、役割分担、同行訪問等

・個々のケースで協力していただけそうな相談支援事業所へ、対象者や家族とともに相談、協力を依頼して、ネットワークを作れるようにしている。

・定期的な情報交換、研修の機会を持ち、ネットワークを図る。

・普段から顔の見える支援を利用者さんだけでなく、関係機関ともできると、相談しやすく、埋もれることなく、虐待ケースを報告し、連携できるのではないか。と考えます。

キーワードとして、「顔の見えるネットワーク」「相談しやすい窓口」「調整、連携」があげられる。ネットワークに関しては、既存のネットワークをうまく利用している支援者と、ネットワークが十分でない。と感じている支援者に分かれていることがわかる。支援者自身が既存の機関やネットワークに自ら繋がっていく力量も求められることがわかる。

問７　権利擁護支援を実践していくなかで日頃感じていることをお書きください。

・本人らしい生活の保障を目指す立場であるので、本人の言葉に耳をかたむけるように意識している。そうでないと、自らの価値観、世間の常識、一般論だけでの判断や支援となる。また、どれだけ納得してもらえるかが課題で、さらなる自己研鑽が必要であると思います。

・キーパーソンがなく、家族の理解が低く、経済的にも低いため、支援するにも困難あり。

・支援者のない高齢者世帯でのネグレクト、家父長制により生じる身体的虐待への介入は難しい。

・権利擁護を必要とするケースはまだ関わっていないので、今後そのようなケースに直面した時、考えます。

・権利擁護事業を受けるための過程（複数回の面談、判定会議）が長く、ハードルが高い。金銭管理能力がなく、必要なケースでも、認知症がない、知的障害がない場合、対象外として判断され、受け皿がない。また、逆に認知症が進んだケースは、この逆で、権利擁護事業の対象外として支援を受けられず、成年後見制度につなげるにはあまりに時間と労力が費やされて、今すぐに支援が必要な状態に対応できず、結局現場のケアマネ、相談員が困って一人で抱え込まざるを得ないことになっている。

・CMとして利用者本位で権利擁護していかなくてはならないのに、事業所としての考え方や方針、行政の方針、福祉サービス事業所の思い、医療関係者の指示、家族や地域の人の意見等も調整して支援を行っていく中で、本人にとって最善のつもりがだんだんと本人が置き去りにされて権利擁護とは違う方向、もしかしたら権利侵害を行っているのではないか・・・。ジレンマを抱えていること。でも、そのことを相談したり、みなで考えていく機会が持てていないことに悶々としていること。

・成年後見を提案したが、必要書類が多く、難しい。面倒と感じられ、費用のことも考え、中断してしまったケースがあった。近年、高齢者をターゲットにした詐欺が多い中、啓発や見守りはするが、より有効な支援方法はないかと考える。

・介護保険サービスを利用しておられる独居、知的障がい者夫婦のケースで、事業の利用を行っておりますが、担当者が事務的な作業が優先になって生活全般を介護支援専門員と共有するまでに至っていないと感じることがある。また、環境面（修繕等）に対する認識が弱い。

・介護者家族との人間関係をよくしていくこと。（本人だけではなく、家族のフォローもしていくことが大事だと感じています。）

・認知症の方で、社協の日常的金銭管理を助けてくれる事業を利用されるとよいかも。と思う方があります。また、独居で身寄りも少ないか、その身寄りも高齢の方があります。任意後見制度などをうまく使えたら安心されそう。という事例もあります。どちらも私共の知識が浅いため、その方にとって紹介するのが適切かどうか判断に迷うことがあります。まずは、説明に来てもらえばよいのかもしれませんが、紹介する前のスクリーニングとして「このような事例ではこのようにうまく関われて本人の生活を守れている」というようなケース検討会議のようなものを相談支援業務担当者向けにしていただけると大変ありがたいです。自分で勉強すると

いってもこの制度は難しく思っています。しかし、ぱんじーができたことは変化の激しい時代に対応していくため、とても私たちにとってはよかったと感謝しています。

・最近、某市で権利擁護事業を利用したが、対応が遅かった。手続きに関しては、生活保護等などでも、市町村の対応が遅いと感じることが多い。

・知識不足、相談援助の技術不足、経験不足

・２件のケースは包括への相談で対応していただき、関係者間も共有し、今もうまく入ってもらえている。困っている時に対応や相談を受けてもらえるところがあることで、ケアマネとしての仕事もできると思う。

・認知症の方のケースは、支援が難しいと感じることが多い。本人と家族の関係が悪くなっていくことが多いから。

・家で４点柵を使用しているケースもある。安全と家族負担を考えることも大切。本人の権利も理解できるのだが・・・

・以前、認知症ではない、判断ができる、障害のある方の権利擁護支援の相談をしたが、支援がありませんでした。困りました。

・権利擁護支援の実践経験があまりありません。もともと、利用されている方で、その機関につなげることはありますが、具体的に内容を説明したり、促したりすることはありません。

・住民、患者さんに権利擁護、成年後見人制度は浸透していない。利用することで生まれるメリットを伝えていく必要がある。独居、身寄りなしの方で、成年後見（任意後見の登記）をされている方はごくわずかである。必要な方には利用してもらえるようにならないか？そのための支援は難しい。特に成年後見は手続きが雑多であったり、費用の発生もある。利用しやすい制度へ変えていくために、このようなアンケートを通じて各所の意見を汲んでいただき、よいご提案をください。

・後見をいつ、どのタイミングでどのように優先順位をつけて導入していけばいいのか難しい。（必要だと思うケースは多々あるので）

・相談が多いなかで、手続きや裁判所のやりとりが困難な事例が多い。その部分を支援しようと思うと時間がかかりすぎるために、上手くすすめていけない。お金の問題も大きいと感じる。（申立に関する費用）

・成年後見人の利用に対して、申立費用および報酬など、金銭的な面がネックになり、支援を拒むケースがある。

・人それぞれの生き方、生活習慣があり、その中で生活支援、特に金銭管理の難しさを感じる

・支援者が少ない場合、どのようにその方の生活を支援していけばいいのか、今までの支援でいいのか迷うことがある。

・本人の思いが言葉による表出ができない時など、支援の方向性が支援者の思いに沿ってしまい、本当に本人が望んでいることなのか分からなくなることがある。

・関係機関と連携をしっかりと取り合えているケースはうまくいっているように感じる。

・関係機関がネットワークを大事にしながらも、各々にできる支援をあくまで「本人・家族」と一緒にわからないながらやっていく（踏んばる）ことで、１回1回信頼関係を高めていく姿勢、度量が求められる。

・支援を必要とする方と、支援側の数のバランスが崩れていて、機関ごとの連携もすべてうまくいっているとは言えないと感じる。

・１機関では限界はあるので、事業所での対応に限界を感じる部分は他機関と連携したいが、まず、行政やある機関で集約してもらえるようになれば、全体的なサービス量と必要な支援をつなぐことができると思います。

・どこも手いっぱいである状況の今だからこそ、慎重に考えていくべき課題と感じます。

・本人が意思を伝えられない場合、家族が決定することが多いが、本人の意志を汲み取ろうとすることがなく、また、そのことに対する理解がない。

・サービスを導入する時に、弁護士→裁判所の許可が必要なため、時間がかかり、すぐに導入できない、必要な時期に対応できない不都合がある。

・依頼してもすぐに利用できず、手続きや審査などで時間がかかる。

・家族関係が複雑であったり、親族の支援がないケースが増えている中、相談支援に関わる自分たちの意識や知識をあげていくことが必要。

・時間のかかることなので、どんなタイミングで進めていけばよいか迷います。教えていただかく機会を得たい。

・必要な人が誰もが利用できるようにするべきだ。

・問題が表面化してからの対応は、直に対応する職員の負担が大きいと思う。

・予防的支援も望まれる。

・ケアマネ研修をしてほしい。

・権利擁護支援が関わり、動きだすまでに時間がかかる印象がある。

・肝心なところ権限のある市（行政）が主体的に動かないので、相談支援事業所が困っている。特に金銭だけではなく、夜間休日等で起こる緊急対応ケースで市役所への連絡方法がないので、電話を受けたセンターや相談員が対応できず困っている。医療分野では夜間休日に緊急、救急医療センターや当番病院があるように、地域にそのような機関が必要。本来は市が市民に対してすべき住民サービスであると思う。それを常に訴えるが、行政がきちんと取り上げて問題解決に動いていないのが実態である。

・虐待があってからの対応ではなく、虐待にならないように未然に防ぐ対応が必要である。何度か会議で提案しているが、進展がないので、各センターで弁護士に相談するしかなかった。

・成年後見センターができ、今後いっしょに考えていただける機関が増えたことは、地域にとって本当にありがたいと思います。今後もよろしくお願いします。

・まず、権利擁護が社協でよく吟味されて、結局利用に至らない。

・マンパワーの問題がある。また、権利擁護を利用するケース＝支援困難なケースが多いので、権利擁護の支援員の人にも相談援助能力が求められる。

・まだまだ難しく感じる。言葉が難しい。

権利擁護支援に関して、支援者が日々さまざまな思いで支援をしていることがわかった。
・支援者のジレンマ（本人と家族との思いの違い）（支援者としての考えと事業所の方針の違い）
・行政や地域福祉権利擁護事業への不満
・自らの専門性に対する評価
・権利擁護支援に対する困難さ
などがあげられる。

考察

ぱんじーが設立され、３ヶ月が経過した時期での調査となり、準備不足、緻密性においては課題が多く残された。今後このような調査を行う中で、今回の反省を生かせていきたいと考えている。その中でも、多くの支援者が悩み、踏んばりながら日々の支援に携わっている状況が明らかになった。ぱんじーとしては、成年後見制度の啓発、理解という課題が何より優先するべきものであることがわかり、啓発、制度の理解をぱんじーの当面の最優先課題として力を入れていかなければならないと感じた。

地域課題としては、以下の４点を重点課題として今後の取り組みに生かしていきたい。

①支援者の質の向上

成年後見制度や虐待対応において、困難さを感じながらも、既存の資源につなげ、支援をし、奮闘している支援者がある一方で、虐待通報が支援の複雑さにつながり、自身の負担が大きくなることを恐れ、通報を迷うケースが多くあることがわかった。自己評価の中で支援者自身が課題を自覚している場合もあるが、他者への責任転嫁で留まっている場合もあるのではないかと思われる。

アセスメント能力、相談援助技術など、支援者として身につけるべき基本的な知識や技術が求められる。また、今後、ますます福祉サービスを利用する側の権利意識が高まっていく状況の中では、リスクマネジメント能力も求められていくものと思われる。

虐待対応においても、虐待を支援者が判断できないために報告を迷う。という回答がとても多く、判断するのは行政の責務であり、まず通報する義務があることが周知されていない。ということが明らかになり、虐待をテーマにした研修は行われているはずが、このような回答が多くあったということは、まだまだ研修や周知が必要なのだと感じた。

②支援者支援

①の課題にも通じることではあるが、支援者自身が悩み、踏んばっている時に、支援者を支える機能が十分でないことがアンケート全体を通して明るみになった。支援者は常に「この支援でいいのだろうか」と悶々と悩んでいる様子が伺え、「スーパーバイズ」や「支援者の相談機関」やケースの「総合的なコーディネート」を必要としていることが明らかになった。地域包括支援センターや地域福祉権利擁護事業など、既存の資源があるにもかかわらず、そのような声が多く聞かれるということは、行政や社協が問題を受け止められていなかったり、体制が十分でないということも考えられるが、ケースの複雑さ、多岐にわたる課題を抱えたケースが多くあることも読み取れる。

③総合相談窓口と、横断的な支援体制

特に虐待対応の中では、高齢、障害、児童、生活困窮、就労など多くの課題を抱えたケースがある。現在のような縦割りの制度や施策では十分に対応ができず、事態が悪化していく状況もあり、総合的な支援を必要としていることがわかる。総合的な相談窓口から、横断的な支援ができる体制が必要となっている。

多問題な世帯にそれぞれの支援者がありながら、お互いが敬遠しあい、中心となるべき支援者が不在であるため、核となり全体の課題をコーディネートする機能が求められる。

④権利擁護支援に特化した機関の必要性

相談支援やケアマネジメントに関わる相談員は、日々の生活課題に着目するあまり、権利擁護の視点、本人の意思決定支援が十分でない場合がある。それは、支援者の力量だけが課題ではないと思われる。やはり、疾病や障がいのために意志が表現できない方の支援を行うためには、第三者的な立場で支援をする、つまり、本人の権利擁護の視点が必要だと思われる。

資料２　平成 26 年度アンケート調査

調査Ⅰ 表書き

甲賀圏域における相談支援業務従事者に関する実態調査のお願い

新秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

ＮＰＯ法人　甲賀・湖南成年後見センターぱんじーは、来月で設立１周年を迎えることになりました。おかげさまで、成年後見制度に関する相談だけではなく、広く、権利擁護に関するご相談も数多く寄せていただき、地域のみなさまの期待の表れかと日々実感しております。

ぱんじーでは、事業開始当初より、「甲賀圏域における権利擁護支援システム検討会」を立ち上げ、地域のみなさまと成年後見制度をつなげるだけではなく、今後の圏域の権利擁護支援のあり方を検討をしてまいりました。

昨年度も相談支援に携わるみなさまにアンケート調査を実施いたしました。その結果、支援が困難なケースに遭遇した時、権利侵害が疑わるケースに遭遇した時、みなさまが悩み、奮闘されている様子が伺えました。そこで、圏域の当面の課題として、福祉医療現場で相談支援に携わる方、成年後見人として権利擁護支援を行っている方への支援、いわゆる「支援者支援の必要性」が明らかとなりました。

今年度は、この圏域での支援者支援のあり方を模索するために、このような調査を実施することになりました。

今後の、圏域における権利擁護支援システムの構築に役立てていきたいと考えておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

平成 26 年９月

ＮＰＯ法人　甲賀・湖南成年後見センターぱんじー
理事長　小野　和雄

調査にご記入いただくうえでのご注意

＊この調査票は、貴団体のうち、（常勤、非常勤を問わず）相談支援業務に携わる方全員（介護支援専門員、相談支援専門員、生活相談員、ソーシャルワーカー、ケースワーカー等の相談員）にご記入いただきますよう、お願いいたします。（調査票を複数部同封しております。不足する場合は、コピーをとっていただいても結構ですし、ご連絡いただければ、追加してお送りさせていただきます。）

＊それぞれの問について、あなたのお考えに近い答えの番号に○をつけてください。「その他」を選ばれた場合は、具体的な内容を（　　）のなかにお書きください。

＊お答えいただいた調査票は、お手数ですが、事業所内でとりまとめていただき、返信用封筒にて 10 月 20 日（月）までに、ポストに入れてください。

＊この調査についてのお問い合わせは、下記へお願いいたします。

ＮＰＯ法人　甲賀・湖南成年後見センター　ぱんじー　担当：桐高
〒520-3308
滋賀県甲賀市甲南町野田 810　甲賀市甲南庁舎内
ＴＥＬ：０７４８－８６－６１６１　ＦＡＸ：０７４８－８６－６１９９
E-mail：kiritaka@pan-g.com

「支援困難ケースの現状と課題に関する調査」概要

本調査の目的：「甲賀圏域における権利擁護支援システム検討会」において、昨年度より権利擁護支援システムの機能について模索をしてきた。昨年度行った圏域の相談支援従事者に対するアンケート調査の結果、支援が困難なケースに遭遇した時、権利侵害が疑わるケースに遭遇した時、支援者自身が悩み、奮闘されている様子が明らかとなった。
そこで、圏域の当面の課題として、福祉医療現場で相談支援に携わる方、成年後見人として権利擁護支援を行っている方への支援、いわゆる「支援者支援の必要性」が明らかとなった。
今年度は、さらに、この圏域での支援者支援のあり方を模索するために本調査を行った。

調 査 期 間：平成 26 年 9 月～平成 26 年 10 月

調査対象および方法：甲賀市、湖南市高齢者、障がい者に関する相談支援業務従事者にアンケート調査票を郵送にて配布（各事業所、医療機関、行政機関等計 87 事業所へ複数部配布し、事業所内で各相談支援業務従事者に配布いただいた）

事業別配布数および回収数

事業所種別	配布数	回収数
地域包括支援センター	6	5
高齢者支援センター	4	1
高齢者施設	14	8
居宅介護支援事業所	35	21
医療機関	7	6
障害者相談支援事業所	6	5
障害者施設	7	1
行政	6	3
社会福祉協議会	2	1
不明		2
計	87	53

＊回収できた調査票：177　（回収率 60.9%）

支援困難ケースの現状と課題に関する調査票

以下、該当する番号に〇をつけてください。

最初に、あなたご自身と所属されている事業所・機関等の状況をお聞きします。

問１　あなたが所属している事業所・機関は。

1　居宅介護支援事業所　2　障害者相談支援事業所　3　高齢者福祉施設
4　障害者福祉施設　5　医療機関　6　地域包括支援センター
7　行政機関　8　社会福祉協議会
9　その他（　　）

問２　あなたの職種は。

1　介護支援専門員　2　相談支援専門員　3　相談員（生活相談員、ソーシャルワーカー、ケースワーカーなど）
4　その他（　　）

問３　あなたの職位は。

1　事業所・機関等の長　2　相談業務を行う担当部署の長　3　主任的な立場の職位
4　一般的な職位　5　その他（　　）

問４　あなたの勤務形態は。

1　常勤正規　2　常勤非正規　3　非常勤　4　その他（　　）

問５　あなたの経験年数は（１年未満は切り捨てて書いてください）。

① 相談業務の経験年数　（　　）年
② 上記を含む福祉関係の業務の経験年数　（　　）年

問６　あなたが保有している資格は。【複数回答可】

1　社会福祉士　2　介護福祉士　3　介護支援専門員　4　相談支援専門員
5　保健師　6　看護師　7　社会福祉主事任用資格
8　その他（　　）

問７　あなたの年齢は。

1　20歳代以下　2　30歳代　3　40歳代　4　50歳代　5　60歳代　6　70歳代以上

問８　あなたの性別は。

1　男　2　女

問９　あなたが所属している事業所・機関で、あなたと同様の相談業務を行っている人の数は。

あなたを含めて（　　）人

問10　あなたは、相談業務に関するアドバイスなど受けることができますか。

1　事業所・機関等のなかにアドバイスしてくれる人がいる
2　事業所・機関等の外でアドバイスしてくれる人がいる
3　アドバイスしてくれる人はいない
4　その他（　　）

支援困難ケースの担当状況についてお聞きします。

問11　あなたは「支援困難ケース」を担当していますか。
（※）ここでは、「困難ケース会議」の対象となっているかどうかにかかわらず、あなたが「支援が難しい」と感じているケースについてお答えください。

1　現在担当している　　2　過去に担当していた　　3　担当したことはない
4　その他（　　）

問12　現在担当している方は、どれくらいの支援困難ケースを担当していますか（概数で結構です）。

1　１ケース　　2　２～５ケース程度　　3　６～９ケース程度　　4　10ケース以上
→ それは、担当されている全ケースのなかで、どれくらいの割合ですか　（　　）%程度

《問13～問16は、支援困難ケースを現在担当している方、過去に担当していた方にお聞きします。》
（担当したことがない方は、問13～問16にお目通しいただき、問17にお進みください。）

担当されている（いた）支援困難ケースの内容、対応の状況や課題などついてお聞きします。

○ 支援困難ケースには、大きく区分するとつぎの３つの要因があると考えられます。
（※）具体的な内容の例は、問13の選択肢を参照してください。
［ア］支援ニーズ（解決すべき課題やニーズ）の困難性
［イ］本人（家族等も含む）との関係性等での困難性
［ウ］支援者や支援のしくみの困難性
問13～問16は、これらの要因ごとに考えて、お答えください。

問13　あなたが担当している（した）ケースは、どのような内容ですか。
【複数のケースを担当されている方は、あてはまるものをすべてお答えください】

［ア］支援ニーズの困難性
1　多量の支援が必要　　2　高度な支援が必要　　3　ニーズが複合
4　ニーズが変動（解決すべき課題やニーズが変化する）
5　その他（　　）

［イ］本人（家族等も含む）との関係性等での困難性
6　ニーズの理解が困難　　7　コミュニケーションが困難　　8　支援拒否
9　自己管理能力が不足
10　その他（　　）

［ウ］支援者や支援のしくみの困難性
11　支援者の力量が不足　　12　資源が不足　　13　権限が不足　　14　チーム対応が不足
15　その他（　　）

［ア］～［ウ］以外の困難性の内容があれば、お書きください。
（　　）

問14　特に困難を感じているのは、どのようなことですか。

問13の　1～15 のうち、どれですか。（　　）

よろしければ、具体的な内容をお書きください。

（　　）

問15　支援困難ケースに対応するうえで、問題となっていることがありますか。【複数回答可】

［ア］、［イ］、［ウ］について、問13で○を付けた項目のみお答えください。

［ア］支援ニーズの困難性があるケースを担当している場合

1　支援のための資源が不足している
2　支援のための資源が利用しにくい
3　新たな資源を開発することが難しい
4　その他（　　）

［イ］本人（家族等も含む）との関係性等での困難性があるケースを担当している場合

1　支援者のスキルが不足している
2　事業所・機関等のなかで、十分な支援ができる体制が不足している
3　関係機関等が連携して、十分な支援ができる体制が不足している
4　その他（　　）

［ウ］支援者・しくみの困難性があるケースを担当している場合

1　連携のためのしくみが不足している
2　支援者のスキルアップやスーパービジョンのしくみが不足している
3　連携などの取り組みを推進するためのしくみが不足している
4　その他（　　）

その他に問題となっていることや、上記についての具体的な内容などがあれば、お書きください。

（　　）

問16　支援困難ケースに対応する際に行っていることや、心がけていることがありますか。
［ア］、［イ］、［ウ］について、問13で〇を付けた項目のみお答えください。

［ア］支援ニーズの困難性があるケースを担当している場合

	行っている	行いたいが難しい	行っていない	その他
① サービスをできるだけ利用	1	2	3	4
② 必要に応じて新たなサービスを開発	1	2	3	4
③ 関係機関等と連携・分担	1	2	3	4
④ インフォーマルな資源を活用	1	2	3	4

（※）「インフォーマルな資源」：家族の支援も含めた、民間や地域などによる公的なサービス以外の支援

その他にあれば、お書きください。

（　　）

［イ］本人（家族等も含む）との関係性等での困難性があるケースを担当している場合

	行っている	行いたいが難しい	行っていない	その他
⑤ 時間をかけて対応	1	2	3	4
⑥ 関係機関等と連携・分担	1	2	3	4
⑦ インフォーマルな資源を活用	1	2	3	4

その他にあれば、お書きください。

（　　）

［ウ］支援者や支援のしくみの困難性があるケースを担当している場合

	行っている	行いたいが難しい	行っていない	その他
⑧ 連携のためのはたらきかけ	1	2	3	4
⑨ 連携のしくみづくり	1	2	3	4
⑩ スキルアップのための取り組み	1	2	3	4
⑪ スーパービジョンの活用	1	2	3	4

その他にあれば、お書きください。

（　　）

《問17、問18は、全員にお聞きします。》

支援困難ケースへの対応をすすめていくうえで必要となる取り組みなどついてお聞きします。

問17　あなたが担当されているかどうかにかかわらず、支援困難ケースへの対応をすすめるうえで、つぎのような取り組みの必要性をどの程度感じますか。

	必要性を強く感じる	一定の必要性を感じる	特に必要性は感じない	わからない
① 支援のための公的なサービスを充実する	1	2	3	4
② インフォーマルな資源を充実する	1	2	3	4
③ サービスや活動を利用しやすくする	1	2	3	4
④ サービスや活動の質を高める	1	2	3	4
⑤ 相談支援の体制を充実する	1	2	3	4
⑥ 相談支援の質を高める	1	2	3	4
⑦ スキルアップのための研修を充実する	1	2	3	4
⑧ スーパービジョンを充実する	1	2	3	4
⑨ ケースについて協議する会議を充実する	1	2	3	4
⑩ 連携・協働して支援するためのしくみを充実する	1	2	3	4
⑪ しくみや資源をつくるための協議を充実する	1	2	3	4

その他に必要なことや、上記についての具体的な内容などがあれば、お書きください。

問18　その他、支援困難ケースについて感じていることや、対応に関する意見などがあれば、自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

支援困難ケースの現状と課題に関する調査の結果

最初に、あなたご自身と所属されている事業所・機関等の状況をお聞きします。

・本調査の回答者は、居宅介護支援事業所に所属する人が36.2%と多く、高齢者福祉施設、障害者相談支援事業所、医療機関、地域包括支援センターに所属する人が10～15%程度である。

・職種は所属先の割合を反映し、介護支援専門員が41.8%となっている。

・勤務形態は常勤正規が89.8%である。また、ほとんどの人はなんらかの資格を有している。

・相談業務の経験年数は２年未満～20年程度で比較的均等に分布している。なお、所属機関別に経験年数をみると、障害者相談支援事業所は２年未満の人が約５割と多く、医療機関と行政機関も５年未満の人の割合が比較的大きい。

・事業所・機関ごとの相談業務を行う人の人数はさまざまだが、１人のところも9.0%ある。

・87.0%の人は事業所・機関の内部でアドバイスを受けることができるが、外部も含めてアドバイスを受ける人がないと答えた人も2.3%と、少ないものの存在している。

問１　あなたが所属している事業所・機関は。

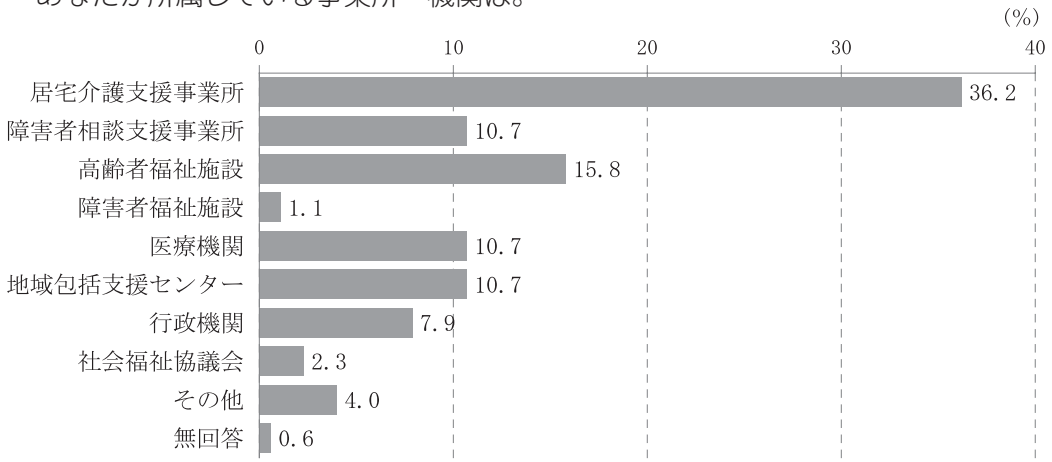

問２　あなたの職種は。

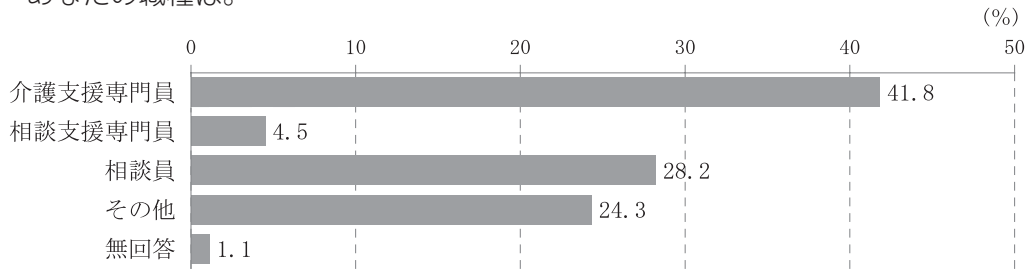

問３　あなたの職位は。

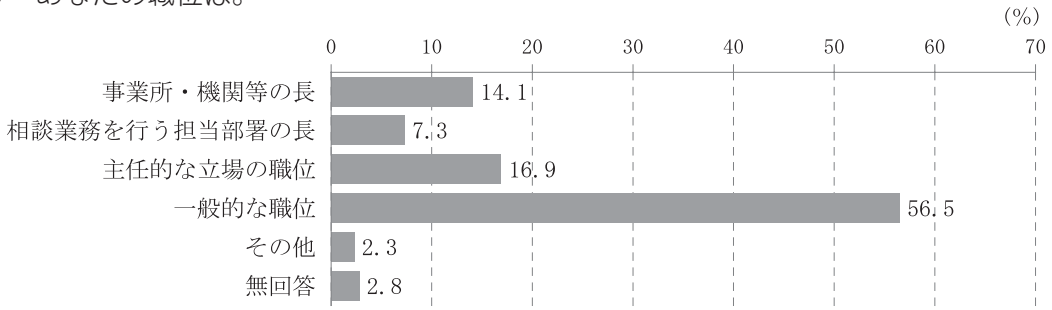

問４　あなたの勤務形態は。

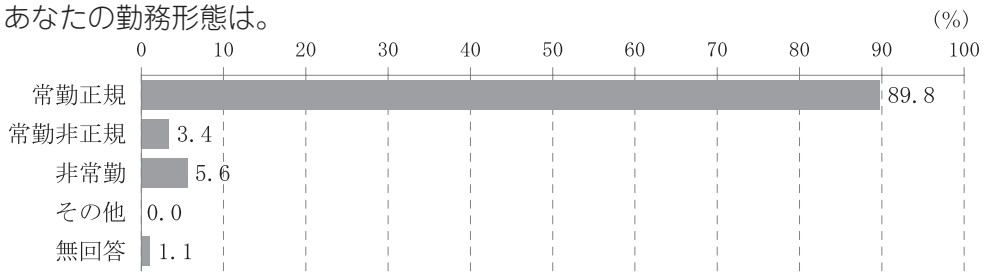

問５　あなたの経験年数は。

① 相談業務の経験年数

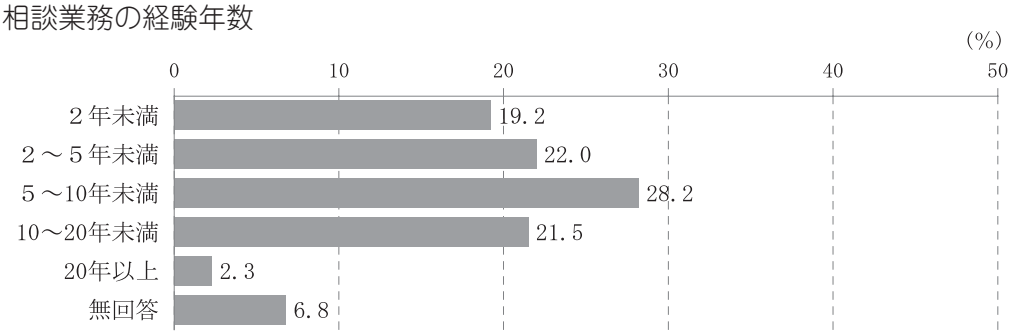

② 福祉関係の業務の経験年数

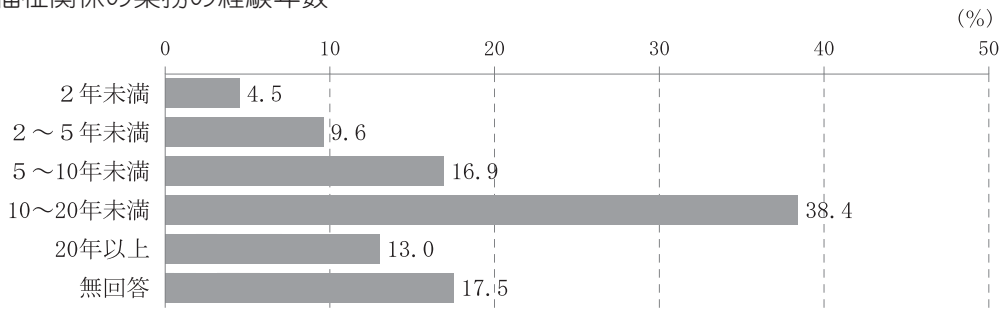

問６　あなたが保有している資格は。【複数回答】

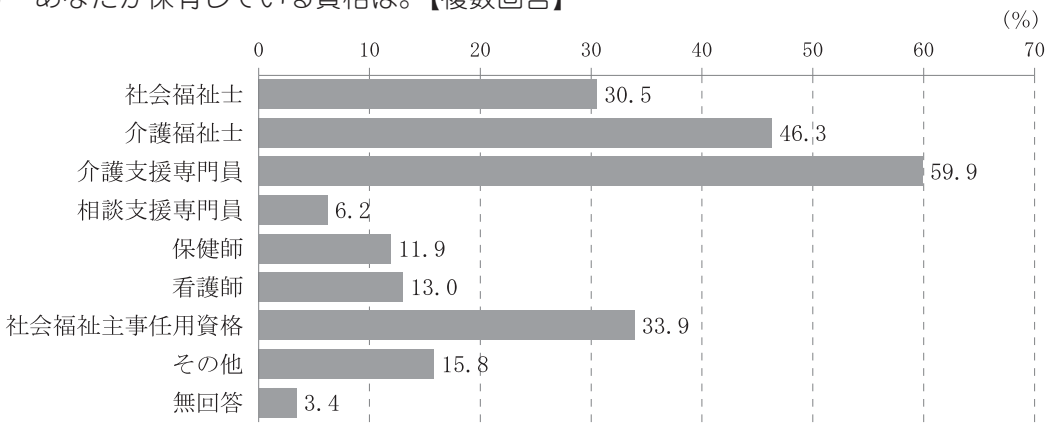

問７　あなたの年齢は。

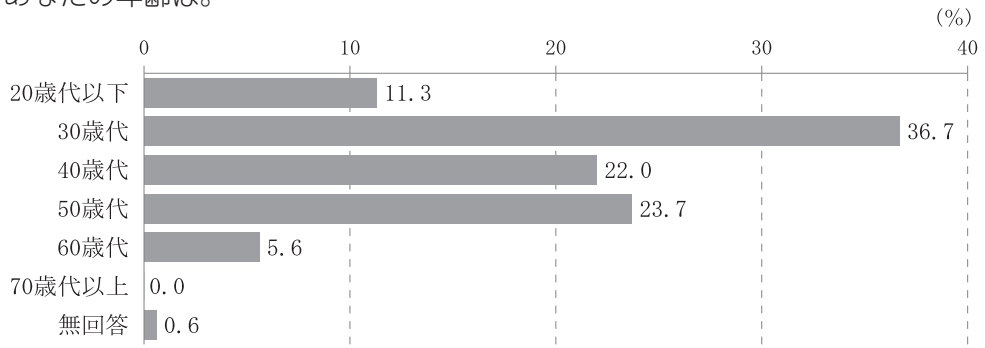

問８　あなたの性別は。

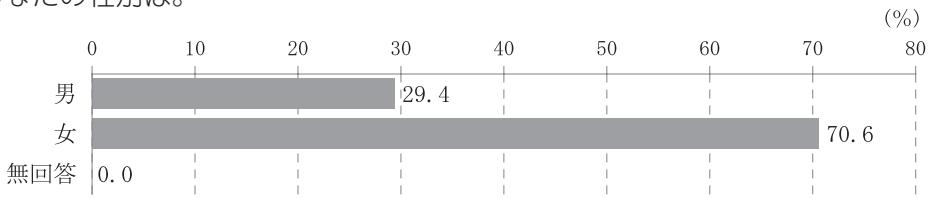

問９　あなたが所属している事業所・機関で、あなたと同様の相談業務を行っている人の数は。

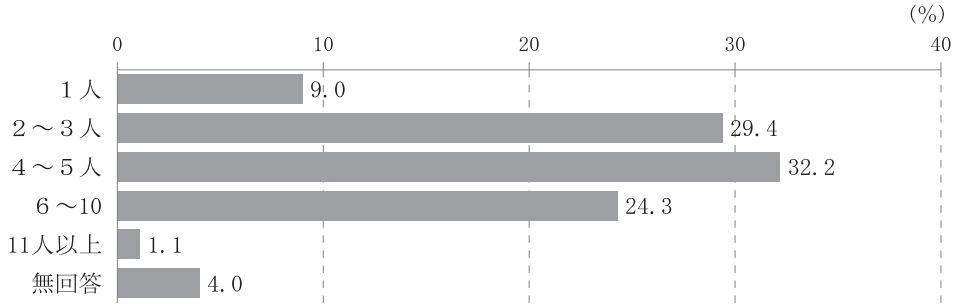

問 10　あなたは、相談業務に関するアドバイスなど受けることができますか。

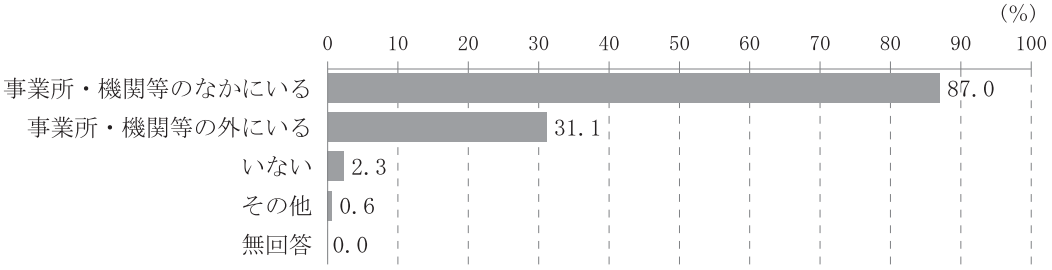

支援困難ケースの担当状況についてお聞きします。

・回答者のうち支援困難ケース（※）を現在担当している人は67.8%、過去に担当していた人が19.8%で、９割近い人は担当の経験があると答えている。

・現在、担当している支援困難ケースの数は２～５ケースの人が多いが、10ケース以上の人もおり、全担当ケースのなかで大きな割合を占めている人もいる。

・【所属機関別】にみると、現在担当している人は、社会福祉協議会 100%、地域包括支援センター89.5%、行政機関 78.6%、居宅介護支援事業所 75.0%で割合が大きい。また、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所は、10ケース以上の支援困難ケースを担当している人の割合が大きめである。

・【経験年数別】にみると、２年未満の人で、現在担当していると答えた人の割合が79.4%と大きいが、これは、この設問が回答者の主観でケースの困難性を判断してもらったことも影響していると考えられる。

（※）本調査では、「困難ケース会議」の対象となっているかどうかにかかわらず、回答者が「支援が難しい」と感じているケースについて回答を求めた。

問 11　あなたは「支援困難ケース」を担当していますか。

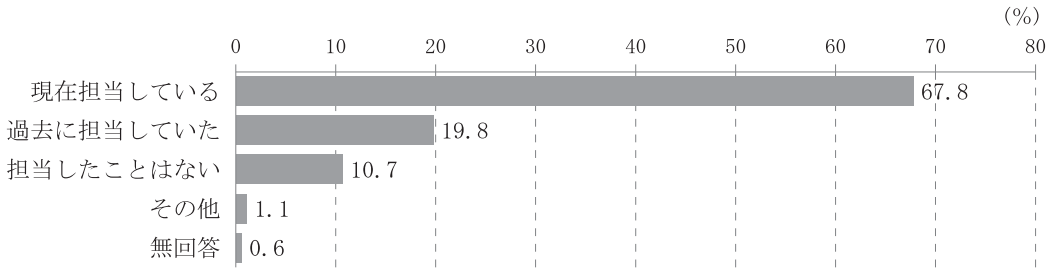

問 12　現在担当している方は、どれくらいの支援困難ケースを担当していますか。
（現在担当している人（n=120 人）での集計）

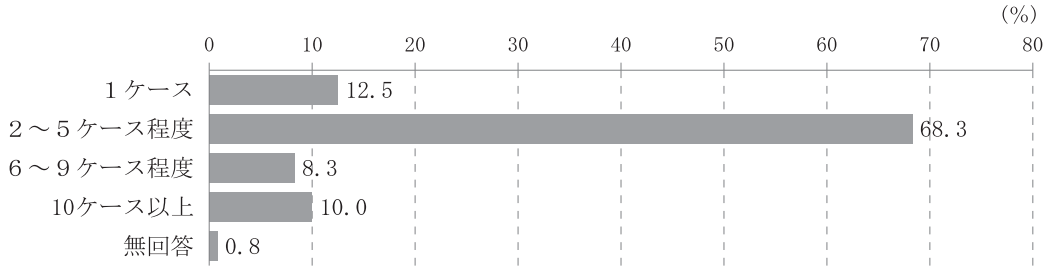

それは、担当しているケースのなかで、どれくらいの割合ですか。
（現在担当している人（n=120 人）での集計）

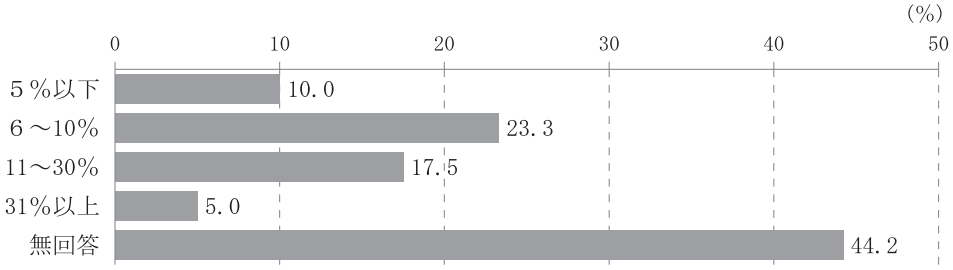

担当されている（いた）支援困難ケースの内容、対応の状況や課題についてお聞きします。

・支援困難ケースをつぎの[ア]～[ウ]の３つに区分し、担当しているケースの内容をたずねた。

[ア]支援ニーズ(解決すべき課題やニーズ)の困難性

[イ]本人(家族等も含む)との関係性等での困難性

[ウ]支援者や支援のしくみの困難性

・多くの項目を半数程度の人が挙げ、多様な困難性が示されているが、特に困難を感じていることとしては、支援拒否やコミュニケーション、自己管理能力の不足などの対象者本人や家族との関係性による困難性や、ニーズが複合しているケースが多く挙げられている。

・【所属機関別】にみると、行政機関や地域包括支援センターでは、多くの項目について該当するケースを担当している(いた)人の割合が大きい。また、障害者相談支援事業所や医療機関では、多量の支援が必要だったり、ニーズが複合したケースを担当している人の割合が大きく、資源の不足も多く挙げられている。

・【経験年数別】にみると、２年未満の人ではコミュニケーションが困難なことや、支援者の力量が不足していることによる困難を、多くの人があげている。一方、２年以上の人では支援拒否やニーズが複合したケースなどが多くあげられているが、５割以上の人が支援者の力量の不足によって困難が生じているケースもあると答えている。

問 13　あなたが担当している（した）ケースは、どのような内容ですか。【複数回答】
問 14　特に困難を感じているのは、どのようなことですか。【複数回答】
（現在担当している人・過去に担当した人 (n=157 人) での集計）

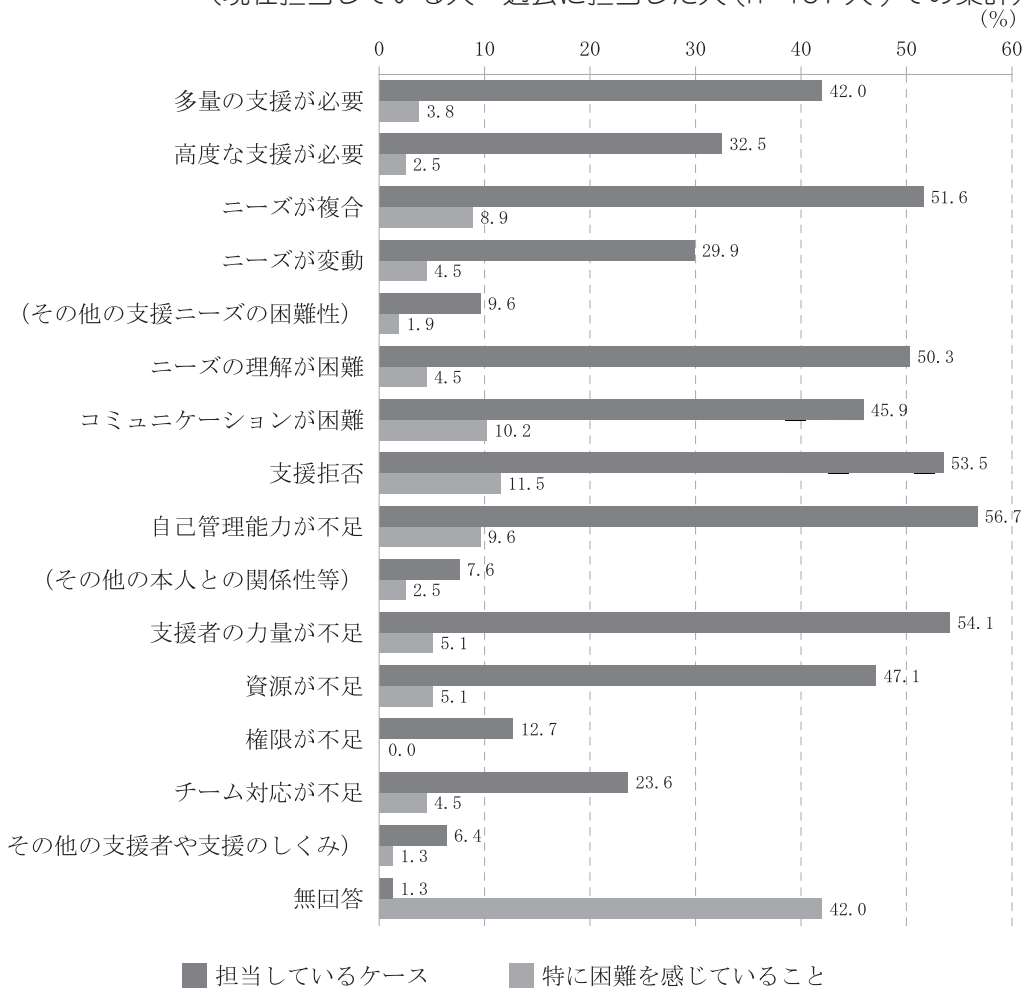

・支援困難ケースに対応するうえでの問題点としては、資源の不足や支援者のスキルの不足が、特に多く挙げられている。

・【所属機関別】にみると、資源の不足は医療機関、地域包括支援センター、行政機関などで、特に多く挙げられている。また、障害者相談支援事業所では資源が利用しにくいことが多く挙げられている。また、支援者のスキルの不足は障害者相談支援事業所、医療機関、行政機関などで多く挙げられている。障害者相談支援事業所や行政機関では支援者やしくみの困難性に関する各項目の問題も、多く挙げられている。

・【経験年数別】にみると、５年未満の人で支援者のスキルの不足が多く挙げられているが、この問題は10年以上の経験がある人でも多くが挙げており、あわせて、支援者のスキルアップアップのしくみの不足も、経験が長い人で挙げた割合が大きくなっている。

問 15　支援困難ケースに対応するうえで、問題となっていることがありますか。【複数回答】

［ア］支援ニーズの困難性があるケースを担当している場合

（該当する人（n=134 人）での集計）

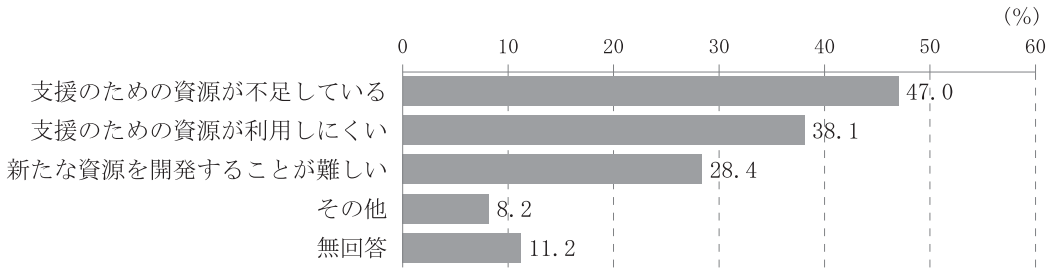

［イ］本人（家族等も含む）との関係性等での困難性があるケースを担当している場合

（該当する人（n=144 人）での集計）

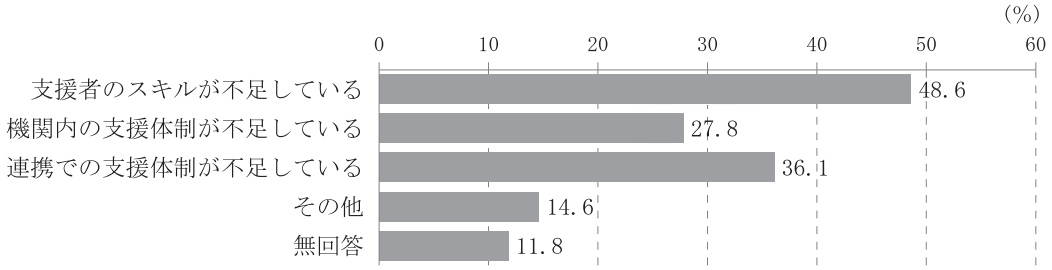

［ウ］支援者・しくみの困難性があるケースを担当している場合

（該当する人（n=120 人）での集計）

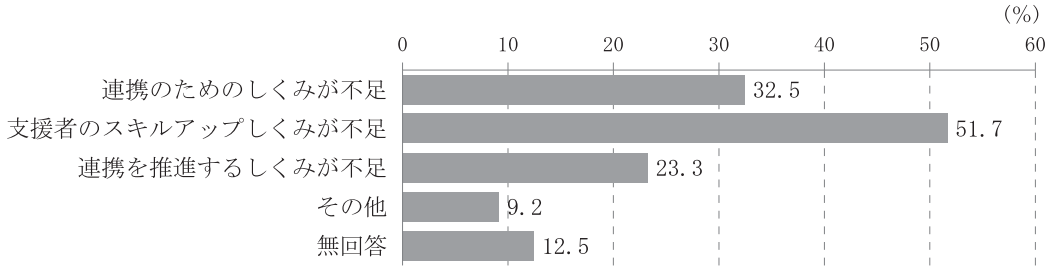

・支援困難ケースに対応するうえで、支援者として行っていることや心がけていることとして、関係機関と連携・分担した対応や、連携のためのはたらきかけは、７割以上の人が行っていると答えている。また、本人や家族との関係性で困難が生じているケースでは時間をかけて対応したり、支援ニーズに困難性があるケースではサービスをできるだけ利用するなどの支援が行われている。

・一方、新たなサービスの開発やインフォーマル資源の活用といった、既存のサービスの枠を超えた取り組みや、連携のしくみづくり、スキルアップやスーパービジョンなどの取り組みは、行いたいと思いながら、難しいと感じている人が多い。

・【所属機関別】にみると、障害者相談支援事業所でインフォーマル資源の活動が難しいと答えた人の割合が特に大きく、行政機関と地域包括支援センターでは新たなサービスの開発が難しいが多く挙げられている。

・【経験年数別】にみると、２年未満の人でスキルアップための取り組みが難しいと答えた人の割合が大きい。

問 16　支援困難ケースに対応する際に行っていることや、心がけていることがありますか。

［ア］支援ニーズの困難性があるケースを担当している場合

（該当する人（n=134 人）での集計）

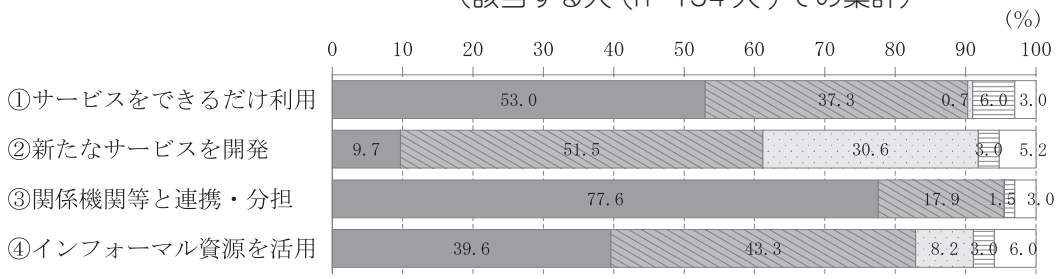

［イ］本人（家族等も含む）との関係性等での困難性があるケースを担当している場合

（該当する人（n=144 人）での集計）

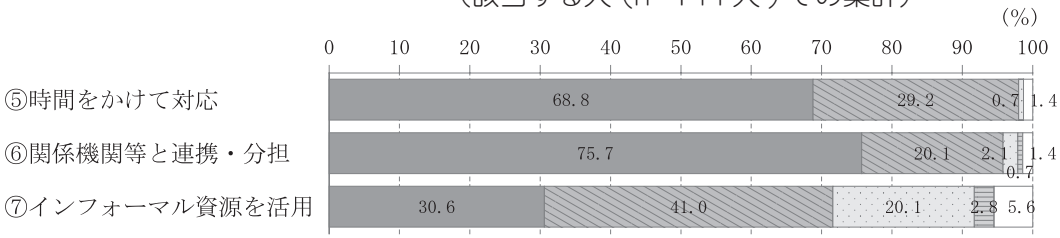

［ウ］支援者や支援のしくみの困難性があるケースを担当している場合

（該当する人（n=120 人）での集計）

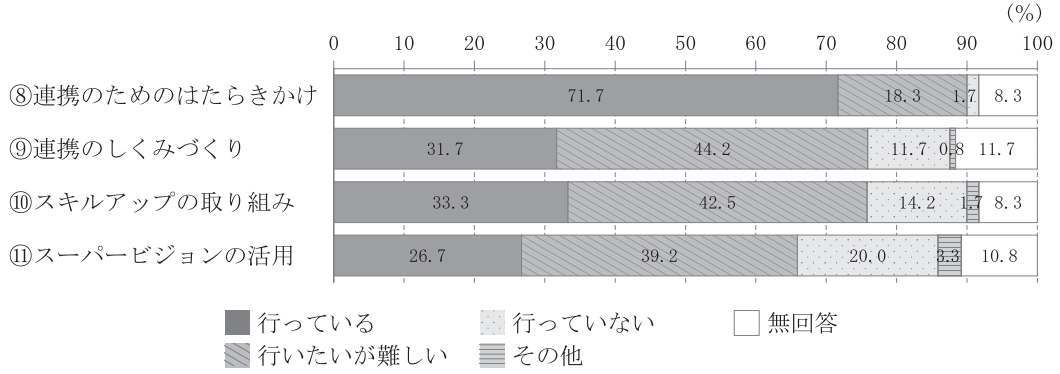

支援困難ケースへの対応をすすめていくうえで必要となる取り組みなどついてお聞きします。

・いずれの項目もほとんどの人が一定以上の必要性を感じているが、サービスや支援体制の充実などの、成果が直接的に見えるような取り組みとくらべると、スキルアップのための研修やスーパービジョンといった人材養成に関する取り組みや、しくみや資源をつくるための協議は、相対的にみると、必要性の意識は弱いことがうかがえる。

・【所属機関別】に、必要性を強く感じている人が多い項目をみると、居宅介護支援事業所ではサービスを利用しやすくすることと質を高めること、障害者相談支援事業所では相談支援の体制と連携・協働のしくみの充実、高齢者福祉施設では連携と協働のしくみと公的なサービスの充実、医療機関はサービスを利用しやすくすることをはじめとしたサービスの充実、地域包括支援センターはインフォーマル資源の充実、行政機関は相談支援体制の充実などとなっている。

・【経験年数別】にみると、５年未満の人ではスキルアップのための研修の必要性を強く感じる人の割合が全体より大きいが、他の項目とくらべて、特に強く意識されているとはいえない。

問 17　あなたが担当されているかどうかにかかわらず、支援困難ケースへの対応をすすめるうえで、つぎのような取り組みの必要性をどの程度感じますか。

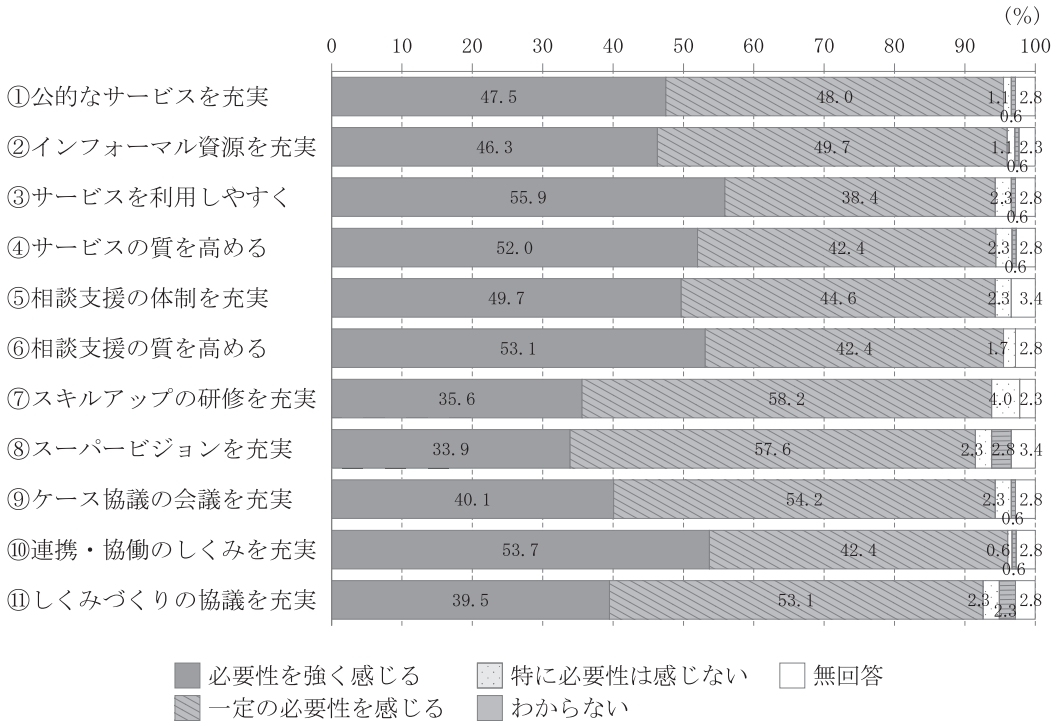

記述回答について

・各項目の記述回答では、各選択肢に関連する事項の具体的な内容を含め、支援困難ケースの対応において直面しているさまざまな問題や意見が示されている（記述内容の要旨は別紙参照）。

《問13「担当している支援困難ケースの内容」について》

・選択肢であげた項目の具体的な内容に加え、経済的な問題がある場合などに支援困難ケースになっていることが挙げられている。また、関係性の困難性としては対象者と家族の関係に問題が多いこと、連携をすすめるうえで行政の対応が難しい場合があることも示されている。

《問14「特に困難を感じていることの具体的な内容」について》

・実際の支援困難ケースに基づいて回答された方が多く、ニーズや支援への理解等も含めた対象者本人や家族の問題が多く挙げられた。また、支援者としてのニーズとして、経済的な問題や住居の確保、虐待や権利擁護への対応などが多く挙げられている。

《問15「支援困難ケースに対応するうえでの課題」について》

・問13で訊いた支援困難ケースの内容と重なる記述も多いが、そうしたケースに対応するうえで、既存の制度の枠による制約やサービスなどの資源の不足、地域なども含めた連携をすすめるうえでの課題、支援者の力量の問題などが挙げられている。

《問16「支援困難ケースに対応する際に行っていること」について》

・設問で例示した各項目について、実際に取り組まれている具体的な内容が挙げられているが、行いたいと思いながらも、資源の制約や連携における問題、支援者の力量などのために難しいと感じている状況も示されている。

《問17「支援困難ケースへの対応をすすめるうえでの取り組み」について》

・問13、問15などで示された課題をふまえ、支援体制の充実や支援者のスキルアップ、連携の推進、支援のしくみや制度、サービスの充実などについて、支援者としての具体的なニーズが挙げられている。

《問18「支援困難ケースに関するその他の意見」について》

・支援困難ケースに対応するうえでの連携やしくみづくり、制度のあり方などについて、多くの意見が挙げられた。また、支援者として、スキルとともに意識を高めていくことの必要性も指摘されている。

資料３　平成 26 年度ヒアリング調査

調査Ⅱ　調査票

権利擁護支援システムの構築に関する調査

団体名		
記入者	氏名	
	連絡先	TEL：　　FAX：　　E-mail:

１．団体の代表者にお聞きします。
貴団体の概要について（H26 年８月末現在）

会員数（職員数）		成年後見受任数	団体：
			うち、回答者の担当数：
法人の場合、職員間の役割分担は？	例）複数の相談員で担当している。日常の支援は他の非常勤職員が担当している。など		

以下は、回答者それぞれがお答えください。

２．相談⇒申立支援⇒受任の経過の中で、どの段階から支援をしますか。すべてに○をつけていただき、その中から最も多いものに◎をつけてください。
（１つだけ回答してください）

①[　　]相談の段階から関わる
②[　　]申立支援から関わる
③[　　]受任してはじめて関わる
④[　　]その他（　　）

３．関係機関との連携について困難を感じたことはありますか。

①いつも困難を感じている
②時々困難を感じている
③どちらともいえない
④あまり困難を感じない
⑤まったく困難を感じない

その理由もお答ください。

４．３．で①②と答えられた方は、どのような事例で困難を感じましたか。
個人情報に配慮したうえで、具体的にお書きください。

2

５．関係機関との連携がうまく機能している事例があれば、個人情報に配慮してうえで、具体的にお書きください。

6．権利擁護支援システムの構築にあたり、日頃お考えになっていることを自由にお答えください。

ありがとうございました。

権利擁護支援システムの構築に関するヒアリング調査

調査目的：県内で成年後見受任を行っている、団体や、専門職後見人に、日頃の活動の現状と課題を聞くことで、権利擁護支援システム構築のために必要な機能は何か探る。

調査期間：平成 26 年９月～ 10 月
各団体または、専門職後見人へ出向き、インタビュー形式で行った。（社協 1 団体は、日程調整ができず、調査票のやりとりと、電話やメールで補足的に現状を伺った）

調査対象団体	成年後見受任を行うNPO法人（あさがお・もだま）：以下「**NPO**」 法人後見受任を行う社会福祉協議会（高島市社協・米原市社協）：以下「**社協**」 専門職後見受任者および団体（弁護士会・リーガルサポート・ぱあとなあ滋賀）：以下「**専門職**」

１. 団体の概要について（平成26年８月末現在）

受任数	ＮＰＯ： 104件（あさがお）、67件（もだま） 社　協：8件（高島）、4件（米原） 専門職：団体の受任数は、弁護士会は不明、リーガルサポートは、365件、ぱあとなあ滋賀189件。うち、個人の受任数は、3～16件と、個人の受任数としては、さまざまであるが、1人の専門職が10件を超える受任を行っている場合もあった。
法人の場合、職員間の役割分担は？	ＮＰＯ： 1件の受任に対し、複数の担当者を置いている。 また、財産管理は、専属の事務員が担当している。 社　協：地域福祉権利擁護事業の専門員と地域支援員の中で、担当者を決めて支援を行っている。（地権事業からの移行が多いので、継続した支援が可能）

2．相談⇒申立支援⇒受任の経過の中で、どの段階から支援をしますか。すべてに〇をつけていただき、その中から最も多いものに◎をつけてください。
（1つだけ回答してください）

①［　　］相談の段階から関わる
②［　　］申立支援から関わる
③［　　］受任してはじめて関わる
④［　　］その他（　　）

NPO：	①相談の段階から関わるケースが最も多い。あさがおは、毎月20件程度の相談のうち、成年後見制度の申立に至るのは、5～6件、そのうち、あさがおが受任するのは、1件程度。
社　協：	①相談の段階から関わるケースがほとんど。まれに、申立時に受任候補者としての依頼がある。この場合、成年後見制度の利用が決まってからのちのお付き合いになる。
専門職：	③ほとんどが、裁判所からの依頼で初めてケースの概要を知る。裁判所からの少ない情報のみで受任するか決めないといけない。受任してみて、初めて知ることも多い。

3．関係機関との連携について困難を感じたことはありますか。

①いつも困難を感じている
②時々困難を感じている
③どちらともいえない
④あまり困難を感じない
⑤まったく困難を感じない

NPO：	**②時々困難を感じている：**関係機関というより、その担当者によるところが大きい。支援について同じ方向を向いている時はよいが、そうでない場合は、連携がしずらい。
社　協：	**②時々困難を感じている：**各機関の本来の役割があるにもかかわらず、本来業務が実施されていないにも関わらず、誰が主体的に相談援助を行っていくのか明確になっていない場合
専門職：	弁護士会は**②時々困難を感じている**が、リーガルサポート、ぱあとなあ滋賀は**③あまり困難と感じない**としている。

４．３．で①②と答えられた方は、どのような事例で困難を感じましたか。

ＮＰＯ：	・支援者間（利用者も含め）の意思疎通が出来ていない場合に困難を感じる。
	・包括支援センター等、行政は人が異動することもあり、連携が取りにくく意思疎通が出来にくい側面がある。
	・支援者が多いほど情報共有が困難である。
社　協：	・後見人が決まったとたん、後見人に丸投げし、関係機関が本来の役割を果たさなくなる場合、隙間が広がってしまう。
専門職：	・遺産分割が必要なため後見人がついたが、目的を達成しても財産管理、身上監護の義務がある。遺産分割のみに特化した代理制度があってもいいのではないか。
	・本人よりも、親族との関係に悩むことがある。親族間の調整役に回ることもある。
	・保佐程度の方の自動車の運転。田舎なので、生活に車は必要だということも理解できるので、本人を説得するのが大変。
	・後見人が関わりだすと、これまでの支援者が引いていく。
	・ケアマネがついていない高齢者の場合、調整役がおらず、難しい時がある。
	・弁護士は法的支援は強いが、福祉的支援は苦手。
	・支援チームがあっても機能していない時がある。調整役の不在。
	・医療機関との連携に困難を感じる。（制度の理解が不十分）

５．関係機関との連携がうまく機能している事例があれば、個人情報に配慮してうえで、具体的にお書きください。

ＮＰＯ：	・関係機関、支援者の気持ちが一致した時に連携がうまくいくと感じている。
	・30年間入院していた60歳代の知的障がいの方を市長申立により支援。関係機関が連携し、ショートステイを１年間続けることで慣らし、最終的にグループホームへ入所できた。また、利用者の力を最大限引き出すことを狙い、スーパーに買い物に行くことを練習し、力を見極めた。
	・申立支援をしたケースの審判後、顔合わせ、引き継ぎ会議を行い、後見人に担ってほしいことなどを伝えるようにしている。
社　協：	・既存の支援チームに加わる役割でスムーズにいく。
専門職：	・地域包括支援センターとの連携はうまくいっている。
	・支援チームで、目標を持って支援できればいい。

６．権利擁護支援システムの構築にあたり、日頃お考えになっていることを自由にお答えください。

ＮＰＯ：
・もともとの理念は権利擁護の総合相談であり、成年後見事業はその一部の機能であったが、年月の経過とともに特化してしまった感がある。本来の姿に戻したい。
・成年後見人の横のつながりや支援者間での情報交換の場の設定の必要性。
・成年後見制度に関する相談だけではなく、権利擁護全般にわたる相談をうけていくこと。
・複雑、多岐にわたる課題をひも解くスーパーバイズ機能。
・権利擁護の考え方を伝えていく。ケアマネジャーなどの職種との懇談の場。

社　協：
・どんなによい仕組みを作っても、権利擁護に関するぶれない価値や理念が必要
・ケースの中心となり、コーディネートする地域ケア会議を有効に活用し、役割を分担する仕組み。
・抱え込みや利益相反への対応から地域に複数の法人後見を行う団体が存在することが望まれる。

社　協：
・支援者が集まれる場。福祉的支援を学べる場。
・団体に所属していることによって、一人で抱えることなく、相談できる。親族後見人にもこのような場があるとよい。
・後見ニーズの増加と、専門職の数はギャップがあり過ぎる。後見人等を供給するシステムが必要。
・制度の理解が市民に浸透してほしい。行政の窓口での理解もまだまだ不十分。
・支援者の相談先。
・他の支援者の意見や視点を学べる場。事例検討の場。
・支援者への助言やスーパーバイズ機能が必要。
・支援困難ケースへの助言、客観的判断の場。
・虐待を見逃さない、組織的チェック機能
・生活支援なども含めたトータルサポート体制作り
・専門職をバックアップするシステム
・専門職や後見受任者の情報交換会
・専門職後見人へのフォロー
・親族後見人へのフォロー
・ケアマネジャーに対する権利擁護に関する研修会（ケアマネの意識には大きな差がある）

資料４　先進地視察報告

先進地視察研修報告

１．目　的　　甲賀圏域における権利擁護支援のあり方を検討するにあたり、行政・社協・NPO等が権利擁護支援や人材育成などに先進的・一体的・総合的な取り組みをしている芦屋市を視察研修し、今後のしくみ作りや支援に役立てる。

２．日　時　　平成26年11月12日（水）

３．場　所　　芦屋市保健福祉センター

兵庫県芦屋市呉川町14－9

４．内　容　　芦屋市健康福祉部長、地域福祉課トータルサポート担当課長

芦屋市権利擁護支援センター（NPO法人PASネット、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会）

職員より事業説明の後、保健福祉センター内見学

５．参加者　　湖南市健康福祉部、甲賀市健康福祉部

湖南市社会福祉協議会、甲賀市社会福祉協議会

甲賀圏域権利擁護支援システム検討会委員

NPO法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじー役員、職員

22名

６．参加者からの事後アンケート（抜粋）

・虐待対応について大変参考になった。芦屋市を参考にして虐待対応のシステムを考え直し、流れの再構築を考えてもよいと思われる。

・権利擁護支援システムを構築するため「行政主導」であること。「権利擁護支援」は、「地域福祉推進の中核」との認識で共働されていることや、担当課から市職員への研修や説明で、「市民の生活課題は、担当課・担当者だけでは解決しない」と訴え、市役所内外のチーム支援に取り組んでおられた。

・人材養成も総合的にされており、単に日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員の養成に終わらず、後見支援や普及啓発の人材など幅広い養成活動を展開しておられ、権利擁護支援の人材のすそ野を広げていることはおおいに参考にすべきである。

・改めて権利擁護支援は、行政の課題であることを学んだ。

・福祉サイドの課題ではなく、全市的な課題であり、庁内を横断的に取り組まなければならないものであることを知った。

・芦屋市のシステムは、非常に参考になりましたが、圏域としてはむずかしい。甲賀市、湖南市それぞれで取り組んでいくことになると思われる。

・各関係者の意識の高揚が必要だと思われる。

・「メリットがないと他の部署が動いてくれない」という言葉が印象に残った。（中略）ぱんじーも他機関に対し、「ぱんじーを利用するとこんなメリットがありますよ」と積極的にいかなくてはだめでしょう。

・社協と権利擁護センターとの役割分担が分かりずらかった。

・ぱんじーの目指すべきところは、基本的に芦屋市にあり。と思っていましたが、社協とぱんじーの立ち位置を明確にする必要がある。

・たびたび「狭間支援」という言葉が出てきましたが、まさにそれが当市においても必要だと思った。

・経済的虐待や分離保護時の家族とのトラブル等に対して、法的な裏づけのもと、自信を持った支援につながると思いました。さらには、本人だけではなく、支援者自身も守ることにつながると感じました。

・「地域福祉計画」に「権利擁護支援」を明確に位置付けていることの重要性を強調されていたと思う。

・行政責任のもとで、さまざまな専門性や特徴を発揮できるしくみを構築していこうとする姿勢。さらに、一度作ったものが放置されず、積み上げられるよう「計画の見直し」がされていることなど、実効性の高いものになっていると感じた。

・庁内連携のしくみとして「トータルサポート担当」、「地域発信型ネットワーク」の構築、権利擁護支援の専門支援機関としての「権利擁護支援センター」など、全体を見渡した仕組みが作られていることを実感した。

・甲賀市と湖南市の２つの行政と、１つの権利擁護支援センターがうまく機能するためにはどのような工夫が必要か、検討課題だとおもいます。

・今後どのように生かしていくかが課題だと思う。

資料５　甲賀圏域権利擁護支援システム図

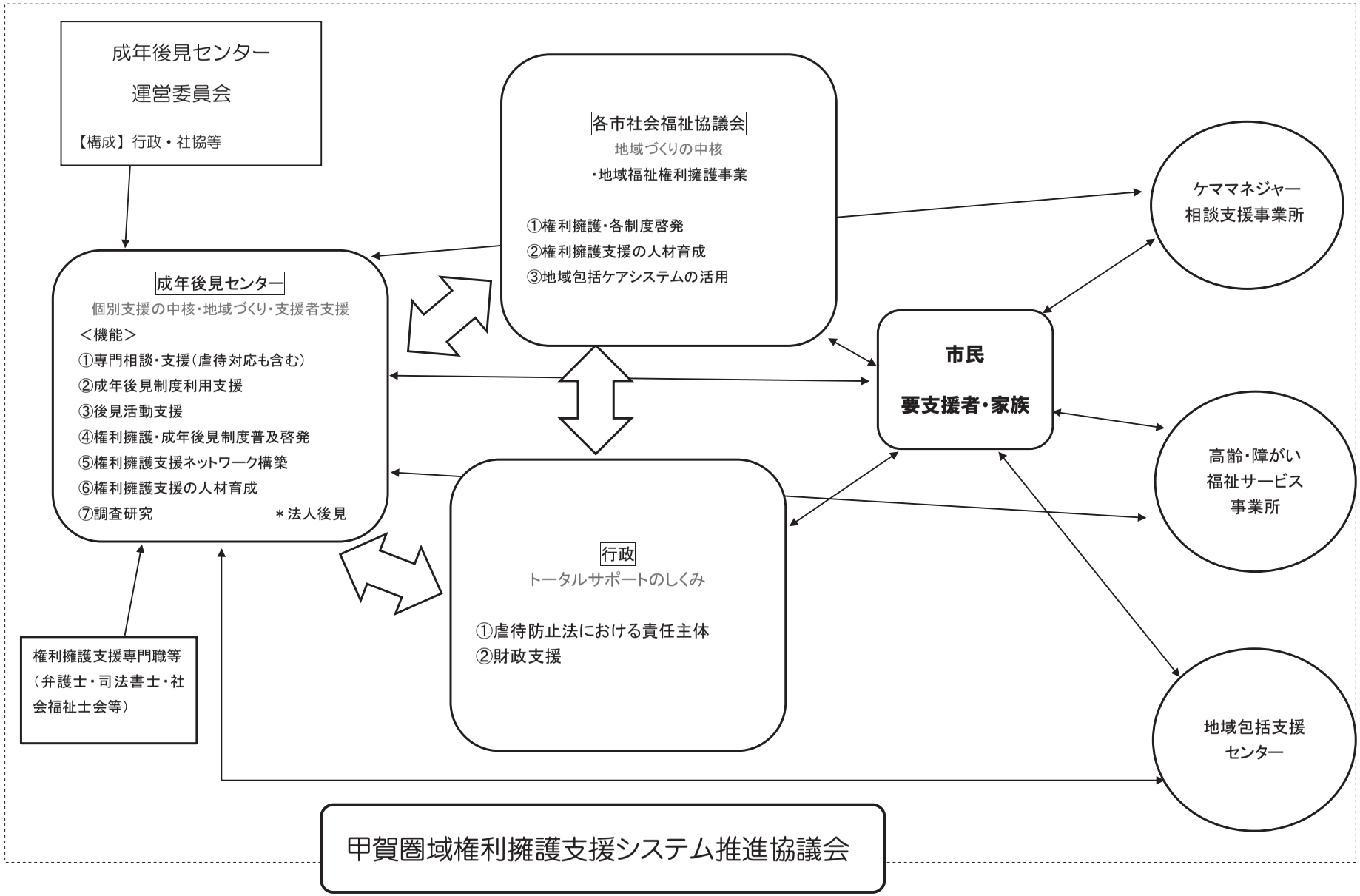

資料６　権利擁護支援システムの機能と、具体例

	機能	具体的な事業等の例
個別支援	①成年後見制度利用支援	・申立支援 ・受任調整（受任調整会議等の設置） ・成年後見制度利用支援事業
	②専門相談・支援	・司法職をはじめとする専門職の協力 ・専門相談・支援（権利侵害への対応、債務整理、訴訟等） ・虐待ケースへの対応（各市マニュアルに基づく）、支援（施設従事者等による虐待も含む） ・支援困難ケースに対する支援
	④アウトリーチによる支援	・「高齢者・障がい者なんでも相談会」などの相談会を開催し、地域のニーズの把握、掘り起こし、権利擁護の理念の啓発、ネットワークの拡大などを行う。
支援者支援	①支援者支援	・専門職相談 ・支援困難ケースに対する支援 ・支援者向け事例検討会 ・「高齢者・障がい者なんでも相談会」
	②スーパーバイズ機能	・支援困難ケースに対する専門的助言、評価等
	③後見活動支援	・親族後見人に対する研修、懇談会等 ・第三者後見人に対する研修、事例検討会等
地域づくり	①権利擁護の理念の啓発	・虐待防止、成年後見制度、その他権利擁護に関する出前講座
	②成年後見制度の普及・啓発	・住民向け、専門職向け、事業所向け研修、出前講座
	③権利擁護支援者等人材育成	・地域福祉権利擁護事業の地域支援員、市民後見人の養成
	④地域包括ケアシステムの活用	・既存の（小）地域ケア会議などと活用 ・専門職だけではなく、インフォーマルな資源を活用、地域でできる権利擁護支援の実現をめざす。人材育成への展開も可能。
	⑤虐待防止ネットワーク会議との連携	・各市に設置されている高齢者（障害者）虐待防止ネットワーク会議との連携
	⑥専門職、他圏域の権利擁護支援センター等とのネットワーク	・県内権利擁護支援センター等連絡協議会 ・「高齢者・障がい者なんでも相談会」等への協力
	⑦権利擁護支援センター運営委員会	権利擁護支援センターに、福祉医療現場や当事者等地域の意見を反映させる
	⑧甲賀圏域権利擁護システム推進協議会の設置	圏域の権利擁護支援システムを総括し、システムの課題分析、提案を進める協議会。 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業にとどまらず、障害者差別解消法、意思決定支援による成年後見制度など、圏域全体の権利擁護に関する課題を協議する。

＜甲賀・湖南権利擁護支援システム検討会委員名簿（平成25年11月～平成26年3月）＞

	名　前	所　属
行政	杉本　武一	甲賀市長寿福祉課長
	池本　悦子	甲賀市自立支援課長
	芦田　伝男	湖南市社会福祉課長
	伊藤　浩一	湖南市高齢福祉課長
滋賀県社会福祉協議会	猪飼　立子	滋賀県社会福祉協議会権利擁護センター
学識経験者	栗田　修司	龍谷大学社会学部臨床福祉学科教授
専門職団体	中村　正哉	滋賀弁護士会
	嶋川　敏之	公益社団法人　リーガルサポート滋賀支部長
	小笠原　美幸	滋賀県社会福祉士会　ぱあとなあ滋賀
	尾崎　史	NPO 法人　あさがお所長
市社会福祉協議会	杉田　光	甲賀市社会福祉協議会事務局長
	中野　孝	湖南市社会福祉協議会事務局長
スーパーバイザー	上田　晴男	全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長

＜小委員会名簿＞

澤田　いすづ	甲賀市自立支援課長補佐
福西　勇人	甲賀市長寿福祉課地域支援係長
蒲谷　律子	湖南市高齢福祉課参事
伊地知 利佳子	湖南市社会福祉課長補佐
上田　晴男	全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長
湯次　耕大	甲賀市社会福祉協議会地域活動支援課長
小野　和雄	NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー理事長
桐高　とよみ	NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー所長

＜事務局＞

森田　一夫	甲賀市社会福祉課長
芦田　伝男	湖南市社会福祉課長
桐高　とよみ	NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー所長

＜甲賀・湖南権利擁護支援システム検討会委員名簿（平成26年4月～平成27年3月）＞

	名　前	所　属
行政	杉本　武一	甲賀市長寿福祉課長
	山元　正浩	甲賀市障がい福祉課長
	伊藤　浩一	湖南市社会福祉課長
	芦田　伝男	湖南市高齢福祉課長
滋賀県社会福祉協議会	猪飼　立子	滋賀県社会福祉協議会権利擁護センター
学識経験者	栗田　修司	龍谷大学社会学部臨床福祉学科教授
専門職団体	中村　正哉	滋賀弁護士会
	嶋川　敏之	公益社団法人　リーガルサポート滋賀支部長
	小笠原　美幸	滋賀県社会福祉士会　ぱあとなあ滋賀
	尾崎　史	NPO 法人　あさがお所長
市社会福祉協議会	杉田　光	甲賀市社会福祉協議会事務局長
	谷口　三彦	湖南市社会福祉協議会事務局長
スーパーバイザー	上田　晴男	全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長

＜小委員会名簿＞

澤田　いすづ	甲賀市障がい福祉課長補佐
藤井　庸輔	甲賀市長寿福祉課主査（甲南地域包括支援センター）
寺元　としよ	湖南市高齢福祉課参事
伊地知 利佳子	湖南市社会福祉課長補佐
上田　晴男	全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長
湯次　耕大	甲賀市社会福祉協議会地域活動支援課長
山口　雅己	湖南市社会福祉協議会
小野　和雄	NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー理事長
桐高　とよみ	NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー所長

＜事務局＞

森田　一夫	甲賀市社会福祉課長
伊藤　浩一	湖南市社会福祉課長
桐高　とよみ	NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー所長

甲賀圏域権利擁護支援システム検討会報告書

発行人：特定非営利活動法人　甲賀・湖南成年後見センターぱんじー
滋賀県甲賀市甲南町野田 810　甲賀市甲南庁舎
TEL:0748-86-6161　　FAX：0748-86-6199
e-mail：pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp

平成 27 年 5 月発行